

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧											
部・章	頁	内容	内容											
第1部 第2章	4	第1節 基本理念と基本的責務 2 基本的責務 （2）区民の責務 ○区民は、次に掲げる事項について、自ら風水害に備えるよう努めなければならない。 ア 江戸川区の地理的特性や浸水等の風水害リスクの確認 イ 水害ハザードマップによる自宅などの浸水想定や浸水継続時間などの確認 ウ 台風情報や気象予測、公共交通機関などの情報、区からの避難情報などの収集・確認 エ 大規模水害が予想されるとき広域避難先や避難方法などの確認 オ 広域避難が難しい場合などの避難先となる地域防災拠点や待避施設（小中学校等）の場所や経路などの確認 カ 大規模水害が予想されないときの避難方法などの確認 キ 非常持ち出し品や十分な備蓄品の事前準備 ク 日頃からの家族や近隣住民との避難計画などの情報共有	第1節 基本理念と基本的責務 2 基本的責務 （2）区民の責務 ○区民は、次に掲げる事項について、自ら風水害に備えるよう努めなければならない。 ア 江戸川区の地理的特性や浸水等の風水害リスクの確認 イ 水害ハザードマップによる自宅などの浸水想定や浸水継続時間などの確認 ウ 台風情報や気象予測、公共交通機関などの情報、区からの避難情報などの収集・確認 エ 大規模水害が予想されるとき広域避難先や避難方法などの確認 オ 広域避難が難しい場合などの避難先となる地域防災拠点や待避施設（小中学校等）の場所や経路などの確認 <u>（追記）</u> カ 非常持ち出し品や十分な備蓄品の事前準備 キ 日頃からの家族や近隣住民との避難計画などの情報共有											
	7	第2節 区、都及び防災関係機関の役割 5 指定公共機関の役割 <table><tr><th>機関の名称</th><th>内 容</th></tr><tr><td>…（略）…</td><td>…（略）…</td></tr><tr><td>NTT東日本 (株)</td><td>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。</td></tr></table>	機関の名称	内 容	…（略）…	…（略）…	NTT東日本 (株)	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。	第2節 区、都及び防災関係機関の役割 5 指定公共機関の役割 <table><tr><th>機関の名称</th><th>内 容</th></tr><tr><td>…（略）…</td><td>…（略）…</td></tr><tr><td>東日本電信電話 (株)</td><td>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。</td></tr></table>	機関の名称	内 容	…（略）…	…（略）…	東日本電信電話 (株)
機関の名称	内 容													
…（略）…	…（略）…													
NTT東日本 (株)	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。													
機関の名称	内 容													
…（略）…	…（略）…													
東日本電信電話 (株)	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。													

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
	9	東京東支店	2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。	東京東支店	2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
		…（略）…	…（略）…	…（略）…	…（略）…
		<u>日本通運（株）</u>	<u>災害時における貨物自動車（トラック）による</u>	<u>（追加）</u>	<u></u>
		<u>隅田川支店</u>	<u>救助物資及び避難者等の輸送に関すること。</u>	<u></u>	<u></u>
		…（略）…	…（略）…	…（略）…	…（略）…
		8 協力協定団体等		8 協力協定団体等	
		種 別	協 力 協 定 団 体	種 別	協 力 協 定 団 体
		…（略）…	…（略）…	…（略）…	…（略）…
		情 報	日本郵便(株)江戸川・小岩・葛西郵便局 (株)エフエム江戸川	情 報	日本郵便(株)江戸川・小岩・葛西郵便局 (株)エフエム江戸川
			江戸川消防署 国土交通省関東地方整備局		江戸川消防署 国土交通省関東地方整備局
			警視庁小松川・葛西・小岩警察署 <u>JCOM マーケティング（株）</u>		警視庁小松川・葛西・小岩警察署 <u>(株)ジェイコム東京</u>
			<u>NTT東日本</u> (株) 東京東支店 <u>JCOM マーケティング（株）江戸川オフィス</u>		<u>東日本電信電話</u> (株) 東京東支店 <u>(株)ジェイコム東京江戸川局</u>
			ソフトバンク(株) 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所		ソフトバンク(株) 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
			特別区9区(千代田、新宿、文京、墨田、大田、中野、杉並、練馬、足立)		特別区9区(千代田、新宿、文京、墨田、大田、中野、杉並、練馬、足立)
			東京都(り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定)		東京都(り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定)
			(株)ゼンリン LINE ヤフー(株) 東京アンテナ工事		(株)ゼンリン LINE ヤフー(株) 東京アンテナ工事

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
			(株) (株)ハミングバード 在日本大韓国民団東京江戸川支部 近畿日本ツーリスト(株) 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 (一社)日本旅館協会東京都支部 (一社)全日本ホテル連盟 総合警備保障(株) 国土交通省国土地理院 楽天ドローン(株)		(株) (株)ハミングバード 在日本大韓国民団東京江戸川支部 近畿日本ツーリスト(株) 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 (一社)日本旅館協会東京都支部 (一社)全日本ホテル連盟 総合警備保障(株) 国土交通省国土地理院 楽天ドローン(株)
		… (略) …	… (略) …	… (略) …	… (略) …
		復旧活動	(一社)東京都自動車整備振興会江戸川支部 江戸川区電設防災協力会 江戸川区機械設備防災協力会 区内土木建築関係業者 42 社 (株)フジムラ スターツCAM(株) (一社)関東地域づくり協会 東京都塗装工業協同組合江戸川支部 (株)村岡組 (一社)江戸川造園緑化協会 NPO法人全日本レッカー協会 東京電力パワーグリッド(株)江東支社	復旧活動	(一社)東京都自動車整備振興会江戸川支部 江戸川区電設防災協力会 江戸川区機械設備防災協力会 区内土木建築関係業者 43 社 (株)フジムラ スターツCAM(株) (一社)関東地域づくり協会 東京都塗装工業協同組合江戸川支部 (株)村岡組 (一社)江戸川造園緑化協会 NPO法人全日本レッカー協会 東京電力パワーグリッド(株)江東支社
		被災者支援	江戸川法曹・調停会 江戸川不動産鑑定士会 東京都理容生活衛生同業組合江戸川支部 東京土建一般労働組合江戸川支部 東京建設従業員組合 首都圏建設産業ユニオン城北支部 江戸川区三療師会	被災者支援	江戸川法曹・調停会 江戸川不動産鑑定士会 東京都理容生活衛生同業組合江戸川支部 東京土建一般労働組合江戸川支部 東京建設従業員組合 首都圏建設産業ユニオン城北支部 江戸川区三療師会

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
第3章	14		東京都行政書士会江戸川支部 アデコ(株) 近畿日本ツーリスト(株) (株)パソナ (株)達富 (株)ケアギビング 三和商事(株) ウコウコヤオ(株) (特非)おれんじハウス・ぷれいぐらんど(株) <u>JCOM マーケティング(株)江戸川オフィス</u> ・(福)江戸川区社会福祉協議会・(公財)えどがわボランティアセンター (株)アルテミス (株)鶴亀屋 (株)エムワイシー (株)日本ソテリア・(特非)東京ソテリア (株)オフィス宮寺 (特非)江戸川区相談支援連絡協議会 (福)ひらイルミナル 江戸川区訪問介護事業者連絡会 江戸川区移動支援等事業者連絡会 江戸川区訪問看護ステーション連絡会		東京都行政書士会江戸川支部 アデコ(株) 近畿日本ツーリスト(株) (株)パソナ (株)達富 (株)ケアギビング 三和商事(株) ウコウコヤオ(株) (特非)おれんじハウス・ぷれいぐらんど(株) <u>(株)ジェイコム東京江戸川局</u> ・(福)江戸川区社会福祉協議会・(公財)えどがわボランティアセンター (株)アルテミス (株)鶴亀屋 (株)エムワイシー (株)日本ソテリア・(特非)東京ソテリア (株)オフィス宮寺 (特非)江戸川区相談支援連絡協議会 (福)ひらイルミナル 江戸川区訪問介護事業者連絡会 江戸川区移動支援等事業者連絡会 江戸川区訪問看護ステーション連絡会
		… (略) …	… (略) …	… (略) …	… (略) …
		第1節 江戸川区の概況 4 都市構造 (8) 公園 … (略) … また、せせらぎが流れ、緑が連なる親水公園や親水緑道は、小松川・平井地区を除く区内全域に広がっており、23 路線約 <u>27.7km</u> が完成している。親水公園や親水緑道は、避難路や延焼遮断帯としての効果が期待できるほか、身近な消防水利として活用することができる。		第1節 江戸川区の概況 4 都市構造 (8) 公園 … (略) … また、せせらぎが流れ、緑が連なる親水公園や親水緑道は、小松川・平井地区を除く区内全域に広がっており、23 路線約 <u>27.3km</u> が完成している。親水公園や親水緑道は、避難路や延焼遮断帯としての効果が期待できるほか、身近な消防水利として活用することができる。	

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧											
部・章	頁	内容	内容											
第 2 部 第 1 章	18	第 3 節 水害の想定 2 内水氾濫 江戸川区では、台風による浸水被害からまちを守るために、排水機場や下水道の整備に力を注ぎ、現在では区内浸水被害は大幅に軽減された。 しかし、最近では台風以外にも時間 100mm を超えるような集中豪雨が多発し、また市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、下水道に施設許容量を超える大量の雨水が流れ込むようになり、下水道で処理しきれない雨水によって道路や建物などが水に浸かる都市型水害と言われる浸水被害が都内では発生している。 本計画では、東京都から公表された想定最大規模の雨水出水想定区域図に基づいた浸水の被害想定を前提とする。	3 節 水害の想定 2 内水氾濫 江戸川区では、台風による浸水被害からまちを守るために、排水機場や下水道の整備に力を注ぎ、現在では区内浸水被害は大幅に軽減された。 しかし、最近では台風以外にも時間 100mm を超えるような集中豪雨が多発し、また市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、下水道に施設許容量を超える大量の雨水が流れ込むようになり、下水道で処理しきれない雨水によって道路や建物などが水に浸かる都市型水害と言われる浸水被害が都内では発生している。 本計画では、東京都想定の平成 12 年 9 月の東海豪雨相当の降雨が江戸川区内に降った場合の浸水の被害想定を前提とする。											
	19	■ 対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 区民による防災力向上</td><td>危機管理部、生活振興部 SDG s 推進部</td><td>小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 東京電力パワーグリッド(株)、 東京ガスグループ、 <u>NTT東日本</u> (株)東京東支店</td></tr></table> 第 1 節 区民による防災力向上 1 自助としての備え	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部 SDG s 推進部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 東京電力パワーグリッド(株)、 東京ガスグループ、 <u>NTT東日本</u> (株)東京東支店	■ 対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 区民による防災力向上</td><td>危機管理部、生活振興部 SDG s 推進部</td><td>小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 東京電力パワーグリッド(株)、 東京ガスグループ、 <u>東日本電信電話</u>(株)東京東支店</td></tr></table> 第 1 節 区民による防災力向上 1 自助としての備え	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部 SDG s 推進部
体 系	区担当部署	関係機関												
第 1 節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部 SDG s 推進部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 東京電力パワーグリッド(株)、 東京ガスグループ、 <u>NTT東日本</u> (株)東京東支店												
体 系	区担当部署	関係機関												
第 1 節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部 SDG s 推進部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 東京電力パワーグリッド(株)、 東京ガスグループ、 <u>東日本電信電話</u> (株)東京東支店												

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	20	…（略）… ③ <u>感震ブレーカー</u>、消火器、住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の準備 2 防災意識の啓発 …（略）… （２）警察署による広報 <u>災害対策、生活安全情報、事件事故情報、各種相談窓口等を警視庁ホームページへ記載する。</u> <u>①（削除）</u> <u>ア（削除）</u> <u>イ（削除）</u> <u>ウ（削除）</u> <u>②（削除）</u> <u>ア（削除）</u> <u>イ（削除）</u> <u>ウ（削除）</u> <u>エ（削除）</u> <u>オ（削除）</u> （３）消防署による対策 ① 「地震に対する 10 の備え」、「地震 その時 10 のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」等、防災に関する広報を通じて防災意識の啓発を図る。	…（略）… ③ <u>（追加）</u> 消火器、住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の準備 2 防災意識の啓発 …（略）… （２）警察署による広報 <u>都・区と一体となり、広報媒体の効果的活用など、広報手段に創意工夫し、区民の防災意識の高揚に努める。</u> <u>① 広報内容</u> <u>ア 事前に区民等の取るべき措置</u> <u>イ 地震発生時の対応措置</u> <u>ウ 事業所の地震対策</u> <u>② 広報手段及び方法</u> <u>ア 自主防災組織、町会・自治会等を通じての区民への働きかけ</u> <u>イ 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ</u> <u>ウ 事業所等に対する積極的な働きかけ</u> <u>エ 各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等警察活動を通じての広報活動</u> <u>オ 防災相談コーナーの設置</u> （３）消防署による対策 ① 「地震に対する 10 の備え」、「地震 その時 10 のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」等、防災に関する広報を通じて防災意識の啓発を図る。

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		② 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を図る。 ③ 「はたらく消防の写生会」の開催、「防火防災標語」の募集及び「地域の防火防災功労賞制度」の活用等により防火防災意識の啓発を図る。 ④ 「防火防災巡回」及び「住まいの防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を通じて防火防災意識の啓発を図る。 <u>⑤ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を実施する。</u> <u>⑥ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した区民の防災意識普及啓発を図る。</u> …（略）… （6）<u>NTT東日本</u>（株）東京東支店による広報パンフレットの配布及び「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板 web 171」のマニュアル配布とPRを行う。	② 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を図る。 ③ 「はたらく消防の写生会」の開催、「防火防災標語」の募集及び「地域の防火防災功労賞制度」の活用等により防火防災意識の啓発を図る。 ④ 「防火防災巡回」及び「住まいの防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を通じて防火防災意識の啓発を図る。 <u>（追加）</u> …（略）… （6）<u>東日本電信電話</u>（株）東京東支店による広報パンフレットの配布及び「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板 web 171」のマニュアル配布とPRを行う。
	21	3 防災教育・防災訓練の充実 消防署による対策 <u>① 出火防止等に関する教育を実施する。</u> <u>② VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した防火防災訓練を推進する。</u> <u>③ 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実を図る。</u>	3 防災教育・防災訓練の充実 消防署による対策 <u>（追加）</u> <u>① VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した防火防災訓練を推進する。</u> <u>② 救命講習や応急救護訓練を実施し、住民の応急救護に関する技能の向上を図る。また、一定の応急手当技能を有する住民に対する技能の</u>

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	22	④ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。 ⑤ 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能認定等、区民の応急救護に関する技能向上を図る。 ⑥ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。 ⑦ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には、上級救命講習の受講を推進する。 ⑧ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。 ⑨ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブを育成指導する。 ⑩ 外国人支援政策 在住外国及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施を推進していく。 ⑪ 東京消防庁ホームページ等で119番通報要領を周知する。 第2節 地域による共助の推進 1 自主防災組織の育成・強化 （3）自主防災組織の活性化 消防署は、区、消防団等と連携し、次の対策により自主防災組織の活性化を図る。 ① 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策の指導 ② 初期消火マニュアルを活用した自主防災組織等への指導	認定を行う。 （追加） （追加） ③ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。 （追加） （追加） ④ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブを育成指導する。 （追加） （追加） 第2節 地域による共助の推進 1 自主防災組織の育成・強化 （3）自主防災組織の活性化 消防署は、区、消防団等と連携し、次の対策により自主防災組織の活性化を図る。 ① 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策の指導 ② 初期消火マニュアルを活用した自主防災組織等への指導

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	23	③ <u>リーダー育成講習会、防災講習会、座談会、各種防災訓練の技術指導等を通じた地域連携体制の強化</u> ④ <u>区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進</u> 第 3 節 消防団の活動体制の強化 区にある消防団は、3 消防団 26 分団で団員定数は 1,100 名であり、消防団の施設には、消防団活動の拠点となる分団本部施設があり、可搬ポンプ、無線通信機、消防器具及び個人装備品等が備えられている。区及び消防署は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、次の取組により消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。 …（略）… <u>(6) e-ラーニングの活用も踏まえた教育訓練を推進し、消防団員の応急救護訓練技能の向上を図る。</u> 第 4 節 事業所による自助・共助の強化 1 事業所の防災計画 （1）防火管理者の選任を要する事業所 ① 事業所は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画を定め、自主防災体制の充実強化を図る。 ア 震災に備えての事前訓練 イ 震災時の活動訓練 ウ 施設再開までの復旧計画	③ <u>自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会の開催</u> _____ <u>(追加)</u> _____ 第 3 節 消防団の活動体制の強化 区にある消防団は、3 消防団 26 分団で団員定数は 1,100 名であり、消防団の施設には、消防団活動の拠点となる分団本部施設があり、可搬ポンプ、無線通信機、消防器具及び個人装備品等が備えられている。区及び消防署は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、次の取組により消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。 …（略）… <u>(追加)</u> _____ 第 4 節 事業所による自助・共助の強化 1 事業所の防災計画 （1）防火管理者の選任を要する事業所 ① 事業所は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画を定め、自主防災体制の充実強化を図る。 ア 震災に備えての事前訓練 イ 震災時の活動訓練 ウ 施設再開までの復旧計画

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第2章		② 事業所は、東京都震災対策条例施行以前に地震対策を盛り込んでいる消防計画について、告示で定める事項と適合するよう見直し、変更を届け出る。 <u>③ 事業所は、消防計画の策定・修正時には、降灰に関わる対策を検討し、必要に応じ消防計画に定める。</u> <u>④ 降灰による長時間の停電等により消防用設備等の機能が停止する可能性があるため、必要に応じて対応要領等を定める。</u> <u>⑤</u> 消防署は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、事業所は作成する。	② 事業所は、東京都震災対策条例施行以前に地震対策を盛り込んでいる消防計画について、告示で定める事項と適合するよう見直し、変更を届け出る。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>③</u> 消防署は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、事業所は作成する。
	25	第5節 ボランティア活動との連携 3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 消防署は、東京消防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や、大規模な自然災害<u>(台風、豪雨、降灰時等)</u>や事故が発生した際に、消防署の支援を行う東京消防庁災害時支援ボランティアと連携する。	第5節 ボランティア活動との連携 3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 消防署は、東京消防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や、大規模な自然災害<u>(追加)</u>や事故が発生した際に、消防署の支援を行う東京消防庁災害時支援ボランティアと連携する。
	28	第1節 安全な都市づくり 1 災害に強い都市づくりの推進 (5) 防災活動拠点の形成 新たに建設される区役所本庁舎（以下「新庁舎」という。）、船堀四丁目地区市街地再開発事業で整備する複合用途建築物（以下「複合施設」という。）、タワーホール船堀の3つの施設を<u>非浸水動線となる歩行者デッキで繋ぐことで「防災活動拠点」を形成し、周辺から高い視認性のある建物群による</u>高台まちづくりを牽引する拠点として早期実現を目指す。防災活動拠点の各施設には以下の機能を確保する。 ・新庁舎：災害対応の中核としての機能	第1節 安全な都市づくり 1 災害に強い都市づくりの推進 (5) 防災活動拠点の形成 新たに建設される区役所本庁舎（以下「新庁舎」という。）、船堀四丁目地区市街地再開発事業で整備する複合用途建築物（以下「複合施設」という。）、タワーホール船堀の3つの施設を<u>まとめて「防災活動拠点」として位置づけ、周辺から高い視認性のある建物群を形成し、</u>高台まちづくりを牽引する拠点として早期実現を目指す。防災活動拠点の各施設には以下の機能を確保する。 ・新庁舎：災害対応の中核としての機能

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		図 防災活動拠点のイメージ（船堀駅前地区高台まちづくり基本方針一部修正） 2 安全な市街地の整備と再開発 （1）市街地再開発事業 …（略）… 本区では、これまで市街地再開発事業等の共同化事業を実施しており、南小岩七丁目西地区が事業完了、南小岩六丁目地区、平井五丁目駅前地区及びJ R小岩駅北口地区、<u>船堀四丁目地区が事業中</u>、南小岩七丁目駅前地区<u>（削除）</u>が事業化準備中である。 （2）土地区画整理事業 都及び区は、区民が<u>（削除）</u>安心して<u>暮らせる</u>、<u>安全で</u>快適に住み続けられるまちをつくるため、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図る土地区画整理事業を推進する。また、江戸川・<u>荒川（中川）</u>沿川<u>（削除）</u>では、高規格堤防整備と一体となった防災性の高い良好な市街地環境の創出に取り組んでい<u>く</u>。 <u>本区ではこれまで、</u>組合施行・東京都施行・<u>区施行の土地区画整理事業</u>により約1,267ha <u>の区域でまちづくりが行われた。現在、4</u>地区<u>18.1</u>ha（南小岩七丁目、上篠崎一丁目北部、<u>篠崎駅西部</u>、東葛西九丁目）で事業中<u>で</u>ある。 31 2 建築物の耐震化の促進 （1）民間建築物の耐震化	図 防災活動拠点のイメージ 2 安全な市街地の整備と再開発 （1）市街地再開発事業 …（略）… 本区では、これまで市街地再開発事業等の共同化事業を実施しており、南小岩七丁目西地区が事業完了、南小岩六丁目地区、平井五丁目駅前地区及びJ R小岩駅北口地区<u>が事業中</u>、南小岩七丁目駅前地区<u>と船堀四丁目地区</u>が事業化準備中である。 （2）土地区画整理事業 都及び区は、区民が<u>安全で</u>安心して<u>暮らせ</u>、<u>快適</u>に住み続けられるまちをつくるため、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図る土地区画整理事業を推進する。また、江戸川<u>沿川</u><u>の篠崎公園地区</u>では、高規格堤防整備と一体となった防災性の高い良好な市街地環境の創出に取り組んでい<u>る</u>。 <u>本区では、これまでの</u>組合施行・東京都施行・<u>区施行</u>により約1,267ha <u>に及ぶ区域が完成し、</u><u>3</u>地区<u>13.8</u>ha（南小岩七丁目、上篠崎一丁目北部、<u>（追加）</u>東葛西九丁目）で事業中<u>であり、1</u>地区約4.8ha（<u>篠崎駅西部</u>）<u>で事業化準備中</u>である。 2 建築物の耐震化の促進 （1）民間建築物の耐震化

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		区では、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた、戸建__住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等、<u>並びに、昭和56年6月から平成12年5月までの間に、工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅</u>を対象に、耐震性を高めるための助成制度を設けている。 また、「江戸川区耐震改修促進計画」（令和<u>8</u>年3月改定）に基づき、各種イベントや<u>専門家（建築士）と連携した個別訪問、未耐震建築物の所有者等へのダイレクトメールの発送</u>等を通じて耐震化の意識の啓発を図っている。 住宅の耐震化率は、一層の政策誘導により耐震化を進めてきたことで、<u>令和8年3月末時点で91.7%と推計される。なお、耐震化率については、「江戸川区耐震改修促進計画」（令和8年3月改定）に基づき、算定対象・方法の見直しを行った。</u>引き続き目標に向かって取り組んでいく。<u>（削除）</u> ① 戸建て住宅への助成 個人の住宅に対し、耐震コンサルタント派遣、<u>耐震</u>診断耐震改修設計、耐震改修工事、老朽住宅除却工事への助成を行う。 …（略）… （2）公共建築物の耐震化 <u>（削除）</u> 防災上重要な区公共建築物の耐震化を実施し、100%の耐震化が完了している。	区では、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた、戸建<u>て</u>住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等_____を対象に、耐震性を高めるための助成制度を設けている。 また、「江戸川区耐震改修促進計画」（令和<u>3</u>年3月改定）に基づき、各種イベントや、<u>地域における相談会</u>_____等を通じて耐震化の意識の啓発を図っている。 住宅の耐震化率は、一層の政策誘導により耐震化を進めてきたことで、<u>令和4年末に98%に達した。</u> _____引き続き目標に向かって取り組んでいく。<u>また、2000年5月以前に建てられた新耐震木造住宅の耐震化についても合わせて取り組んでいく。</u> ① 戸建て住宅への助成 個人の住宅に対し、耐震コンサルタント派遣、<u>精密</u>診断耐震改修設計、耐震改修工事、老朽住宅除却工事への助成を行う。 …（略）… （2）公共建築物の耐震化 <u>「江戸川区耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）に基づき、</u>防災上重要な区公共建築物の耐震化を実施し、100%の耐震化が完了している。

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																																			
部・章	頁	内容	内容																																			
第3章	38	第4節 出火、延焼等の防止 5 危険物施設、高圧ガス・毒物・劇物取扱い施設等の安全化 <u>(7) アスベスト残存施設</u> <u>区は、「江戸川区災害時アスベスト飛散防止対策マニュアル」に基づき、区内建築物等のアスベスト使用状況の取りまとめを行い、発災時に速やかに対応できるよう情報を適宜更新する。</u> 6 危険物等輸送の安全化 (1) 区による対応 区は、 <u>(削除)</u> <u>輸送車両の事故を想定した訓練</u> を実施し、保安意識の高揚に努める。	第4節 出火、延焼等の防止 5 危険物施設、高圧ガス・毒物・劇物取扱い施設等の安全化 <u>(7) (追加)</u> <u>(追加)</u> 6 危険物等輸送の安全化 (1) 区による対応 区は、 <u>警察機関と連携し、毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、タンクローリー等の常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理の徹底を図る。また、</u> 輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。																																			
	40	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 道路・橋梁</td><td>都市開発部、土木部</td><td>関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株)、首都高速道路 (株)</td></tr><tr><td>第2節 鉄道施設</td><td></td><td>都交通局、東日本旅客鉄道 (株)、東京地下鉄 (株)、京成電鉄 (株)</td></tr><tr><td>第3節 バス施設</td><td></td><td>都交通局</td></tr><tr><td>第4節 河川施設</td><td>土木部</td><td>関東地方整備局、都建設局</td></tr><tr><td>第5節 ライフライン施設</td><td></td><td>都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド (株)、</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株)、首都高速道路 (株)	第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道 (株)、東京地下鉄 (株)、京成電鉄 (株)	第3節 バス施設		都交通局	第4節 河川施設	土木部	関東地方整備局、都建設局	第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド (株)、	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 道路・橋梁</td><td>都市開発部、土木部</td><td>関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株) 首都高速道路 (株)</td></tr><tr><td>第2節 鉄道施設</td><td></td><td>都交通局、東日本旅客鉄道 (株)、東京地下鉄 (株)、京成電鉄 (株)</td></tr><tr><td>第3節 バス施設</td><td></td><td>都交通局</td></tr><tr><td>第4節 河川施設</td><td>土木部</td><td>関東地方整備局、都建設局</td></tr><tr><td>第5節 ライフライン施設</td><td></td><td>都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド (株)、</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株) 首都高速道路 (株)	第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道 (株)、東京地下鉄 (株)、京成電鉄 (株)	第3節 バス施設		都交通局	第4節 河川施設	土木部	関東地方整備局、都建設局	第5節 ライフライン施設	
体 系	区担当部署	関係機関																																				
第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株)、首都高速道路 (株)																																				
第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道 (株)、東京地下鉄 (株)、京成電鉄 (株)																																				
第3節 バス施設		都交通局																																				
第4節 河川施設	土木部	関東地方整備局、都建設局																																				
第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド (株)、																																				
体 系	区担当部署	関係機関																																				
第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路(株) 首都高速道路 (株)																																				
第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道 (株)、東京地下鉄 (株)、京成電鉄 (株)																																				
第3節 バス施設		都交通局																																				
第4節 河川施設	土木部	関東地方整備局、都建設局																																				
第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド (株)、																																				

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
	42			東京ガスグループ、 <u>NTT東日本</u> （株）東 京東支店			東京ガスグループ、 <u>東日本電信電話</u> （株）東 京東支店
		第 4 節 河川施設			第 4 節 河川施設		
		2 都管理河川の整備			2 都管理河川の整備		
		都は、高潮や地震による水害を防止するため、高潮防御施設整備事業、江東内部河川整備事業、スーパー堤防等整備事業、耐震・<u>耐水</u>対策事業により、防潮堤・水門等の整備や耐震・<u>耐水</u>対策を行っている。 (1) 高潮防御施設整備事業 昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風級の高潮（A. P. +5. 1m）に対応できるよう、中川・旧江戸川等の防潮堤や護岸、水門等を整備しており、令和元年度に妙見島の整備<u>を進めている。</u> …（略）… (3) スーパー堤防等整備事業 大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、中川・旧江戸川・新中川においては、背後地の再開発事業や公園・緑地整備、公共施設等の改築と一体になって、<u>(削除)</u> 順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防<u>を整備している。</u> (4) 耐震<u>耐水</u>対策事業 平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災を契機に、堤防や水門等の耐震補強を行い、安全性を向上させてきた。 <u>さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、「東部低地帯の河川施設整備計画」を平成 24 年 12 月に策定し、想定し得る最大級の地震への対策に着手した。</u>			都は、高潮や地震による水害を防止するため、高潮防御施設整備事業、江東内部河川整備事業、スーパー堤防等整備事業、耐震(<u>追加</u>)対策事業により、防潮堤・水門等の整備や耐震(<u>追加</u>)対策を行っている。 (1) 高潮防御施設整備事業 昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風級の高潮（A. P. +5. 1m）に対応できるよう、中川・旧江戸川等の防潮堤や護岸、水門等を整備しており、令和元年度に妙見島の整備<u>が完了している。</u> …（略）… (3) スーパー堤防等整備事業 大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、中川・旧江戸川・新中川においては、背後地の再開発事業や公園・緑地整備、公共施設等の改築と一体になって、<u>既存の堤防を、</u> 順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防<u>へ改築する。</u> (4) 耐震(<u>追加</u>)対策事業 平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災を契機に、堤防や水門等の耐震補強を行い、安全性を向上させてきた。 <u>そして、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、想定し得る最大級の地震への対策を開始し、令和 3 年 12 月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、中川、新中川、旧江戸川の堤防の</u>		

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																					
部・章	頁	内容	内容																					
第4章	46	<u>現在は対象範囲を拡大した第二期の整備計画（令和3年12月策定）に基づき、堤防・水門等の対策を進めている。</u>	<u>耐震対策、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施している。</u>																					
		■対策の体系と実施機関<table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 初動対応体制の整備</td><td>危機管理部、各部</td><td>小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 <u>NTT東日本</u>（株）東京東支店、 東京ガスグループ、 東日本高速道路（株）、京成電鉄（株） 東京電力パワーグリッド（株）</td></tr></table> 第1節 初動対応体制の整備 …（略）… 3 警察署の訓練 <u>各種訓練を年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。</u> <u>（削除）</u> <table><tr><td><u>①（削除）</u></td><td><u>②（削除）</u></td></tr><tr><td><u>③（削除）</u></td><td><u>④（削除）</u></td></tr><tr><td><u>⑤（削除）</u></td><td><u>⑥（削除）</u></td></tr></table> ■対策の体系と実施機関<table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 初動対応体制の整備</td><td>危機管理部、各部</td><td>小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 <u>東日本電信電話</u>（株）東京東支店、 東京ガスグループ、 東日本高速道路（株）、京成電鉄（株） 東京電力パワーグリッド（株）</td></tr></table> 第1節 初動対応体制の整備 …（略）… 3 警察署の訓練 <u>警察署は、区民の防災意識の高揚を図るとともに、大震災発生の際、防災関係機関と区民が一体となり、迅速・的確な対応ができるよう各種の防災訓練を実施する。</u> <u>〈警察署の防災訓練〉</u> <table><tr><td><u>①警備要員の招集及び部隊編成訓練</u></td><td><u>②情報収集伝達訓練</u></td></tr><tr><td><u>③各級警備本部設置訓練</u></td><td><u>④交通規制訓練</u></td></tr><tr><td><u>⑤避難誘導訓練</u></td><td><u>⑥広報訓練</u></td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 初動対応体制の整備	危機管理部、各部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 <u>NTT東日本</u> （株）東京東支店、 東京ガスグループ、 東日本高速道路（株）、京成電鉄（株） 東京電力パワーグリッド（株）	<u>①（削除）</u>	<u>②（削除）</u>	<u>③（削除）</u>	<u>④（削除）</u>	<u>⑤（削除）</u>	<u>⑥（削除）</u>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 初動対応体制の整備	危機管理部、各部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 <u>東日本電信電話</u> （株）東京東支店、 東京ガスグループ、 東日本高速道路（株）、京成電鉄（株） 東京電力パワーグリッド（株）	<u>①警備要員の招集及び部隊編成訓練</u>	<u>②情報収集伝達訓練</u>	<u>③各級警備本部設置訓練</u>	<u>④交通規制訓練</u>
体 系	区担当部署	関係機関																						
第1節 初動対応体制の整備	危機管理部、各部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 <u>NTT東日本</u> （株）東京東支店、 東京ガスグループ、 東日本高速道路（株）、京成電鉄（株） 東京電力パワーグリッド（株）																						
<u>①（削除）</u>	<u>②（削除）</u>																							
<u>③（削除）</u>	<u>④（削除）</u>																							
<u>⑤（削除）</u>	<u>⑥（削除）</u>																							
体 系	区担当部署	関係機関																						
第1節 初動対応体制の整備	危機管理部、各部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 <u>東日本電信電話</u> （株）東京東支店、 東京ガスグループ、 東日本高速道路（株）、京成電鉄（株） 東京電力パワーグリッド（株）																						
<u>①警備要員の招集及び部隊編成訓練</u>	<u>②情報収集伝達訓練</u>																							
<u>③各級警備本部設置訓練</u>	<u>④交通規制訓練</u>																							
<u>⑤避難誘導訓練</u>	<u>⑥広報訓練</u>																							

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		⑦（削除）⑧（削除） ⑨（削除）⑩（削除）	⑦救出・救助訓練⑧津波対策訓練 ⑨通信伝達訓練⑩装備資器材操作訓練
	47	5 関係機関の訓練 （1）<u>NTT東日本</u>（株）東京東支店の防災訓練 <u>NTT東日本</u>（株）東京東支店は、地震発生後の措置について、毎年1回以上防災訓練を実施する。 〈<u>NTT東日本</u>（株）東京東支店の防災訓練〉 ① 警戒宣言等の伝達 ② 非常召集 ③ 警戒宣言時の地震防災応急措置 ④ 大規模地震発生時の災害応急対策 ⑤ 避難及び救護 ⑥ その他必要とするもの 国又は東京都及び各市区町村等が主催して行なう総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。	5 関係機関の訓練 （1）<u>東日本電信電話</u>（株）東京東支店の防災訓練 <u>東日本電信電話</u>（株）東京東支店は、地震発生後の措置について、毎年1回以上防災訓練を実施する。 〈<u>東日本電信電話</u>（株）東京東支店の防災訓練〉 ① 警戒宣言等の伝達 ② 非常召集 ③ 警戒宣言時の地震防災応急措置 ④ 大規模地震発生時の災害応急対策 ⑤ 避難及び救護 ⑥ その他必要とするもの 国又は東京都及び各市区町村等が主催して行なう総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	48	第2節 業務継続体制の整備 1 江戸川区業務継続計画（BCP）の策定 区は、本区に最も被害が及ぶと想定される首都直下地震や大規模水害が発生した場合に優先すべき災害対応業務や最低限実施しなければならない通常業務の整理を行い、職員が迅速に対応できるよう江戸川区業務継続計画（震災編）を平成26年度に策定し、令和5年度には内容の見直し<u>を行った。また、</u>事前防災業務等を含む、業務継続計画（水害編）を令和5年度に策定<u>した。</u>（BCP：Business Continuity Planの略）	第2節 業務継続体制の整備 1 江戸川区業務継続計画（BCP）の策定 区は、本区に最も被害が及ぶと想定される首都直下地震や大規模水害が発生した場合に優先すべき災害対応業務や最低限実施しなければならない通常業務の整理を行い、職員が迅速に対応できるよう江戸川区業務継続計画（震災編）を平成26年度に策定し、令和5年度には内容の見直し、<u>事前防災業務等を含む、業務継続計画（水害編）を令和5年度に策定</u><u>を行った。</u>（BCP：Business Continuity Planの略）

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																	
部・章	頁	内容	内容																	
第6章	49	第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 1 警察署の救出救助体制 <u>（1）災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速的確、安全な救出救助活動体制を整備する。</u> <u>（2）発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。</u> <u>（3）発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。</u> 第4節 通信体制の整備 <u>（5）自営通信網</u> <u>区は、独自の無線通信として自営通信網を整備する。</u> <u>区内小・中学校、区施設等へ配備し、情報収集手段として活用する。</u> <u>（6）無線機能の確保</u> 区及び都は、無線機について常に良好な通話状態を保つとともに、付属の非常電源設備についてもその作動状態を確認し、機能維持に努める。	第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 1 警察署の救出救助体制 <u>警察署は、災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図るとともに、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行い、迅速的確、安全な救出救助活動ができるようにする。</u> <u>また、発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。</u> 第4節 通信体制の整備 <u>（追記）</u> <u>（5）無線機能の確保</u> 区及び都は、無線機について常に良好な通話状態を保つとともに、付属の非常電源設備についてもその作動状態を確認し、機能維持に努める。																	
	54	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 帰宅困難者対策の周知徹底</td><td>経営企画部、<u>SDGs 推進部、</u>危機管理部</td><td>都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）</td></tr><tr><td>第2節 一時滞</td><td>危機管理部</td><td></td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 帰宅困難者対策の周知徹底	経営企画部、 <u>SDGs 推進部、</u> 危機管理部	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）	第2節 一時滞	危機管理部		■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 帰宅困難者対策の周知徹底</td><td>経営企画部、<u>（追加）</u>危機管理部</td><td>都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）</td></tr><tr><td>第2節 一時滞</td><td>危機管理部</td><td></td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 帰宅困難者対策の周知徹底	経営企画部、 <u>（追加）</u> 危機管理部	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）	第2節 一時滞	危機管理部
体 系	区担当部署	関係機関																		
第1節 帰宅困難者対策の周知徹底	経営企画部、 <u>SDGs 推進部、</u> 危機管理部	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）																		
第2節 一時滞	危機管理部																			
体 系	区担当部署	関係機関																		
第1節 帰宅困難者対策の周知徹底	経営企画部、 <u>（追加）</u> 危機管理部	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）																		
第2節 一時滞	危機管理部																			

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧			
部・章	頁	内容			内容			
第7章	57	在施設の確保			在施設の確保			
		第3節 徒歩帰宅支援体制の整備	文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局		第3節 徒歩帰宅支援体制の整備	文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局		
第7章	57	第1節 避難体制の整備 3 園児・児童・生徒の保護体制の整備 区は、昼間に災害が発生した場合に備え、園児・児童・生徒の引き渡し方法や保護者等との連絡方法について検討する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は必要な情報を提供し、各園における体制の整備を促していく。 <u>同じく児童養護施設等についても、区は必要な情報を提供し、各施設における体制の整備を促していく。</u> また、区立保育園、区立幼稚園、区立学校等に飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。			第1節 避難体制の整備 3 園児・児童・生徒の保護体制の整備 区は、昼間に災害が発生した場合に備え、園児・児童・生徒の引き渡し方法や保護者等との連絡方法について検討する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は必要な情報を提供し、各園における体制の整備を促していく。 <u>(追加)</u> また、区立保育園、区立幼稚園、区立学校等に飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。			
	59	第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化 1 避難所・避難場所等の指定 (3) 避難所 <u>(削除)</u> の指定 区は、震災時に被災者を保護するため、耐震・耐火構造を備えた小・中学校等を避難所として指定する（法49条の7による指定避難所）。 <u>(削除)</u> また、公立・私立高校など避難所となり得る施設については、相互の協議により協力協定を締結し、確保に努める。 (4) 福祉避難所 <u>福祉避難所補完施設</u> の指定			第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化 1 避難所・避難場所等の指定 (3) 避難所 <u>(避難所・避難所補完施設)</u> の指定 区は、震災時に被災者を保護するため、耐震・耐火構造を備えた小・中学校等を避難所として指定する（法49条の7による指定避難所）。 <u>その他の公共施設を避難所補完施設として指定する。</u> また、公立・私立高校など避難所となり得る施設については、相互の協議により協力協定を締結し、確保に努める。 (4) 福祉避難所 <u>(追加)</u> の指定			

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	60	区は、要配慮者等避難所での生活が困難な避難者を受け入れる福祉避難所を指定する。<u>その他の公共施設を避難所補完施設として指定する。</u> 第3節 避難所の管理運営体制の整備 1 管理運営体制の整備 (3) 施設の使用方法の検討 区及び指定避難所の管理者は、緊急避難所及び<u>福祉避難所</u>補完施設について、避難時に開放するスペースの事前設定、鍵の管理方法など施設の使用方法を施設ごとに定める。	区は、要配慮者等避難所での生活が困難な避難者を受け入れる福祉避難所を指定する。<u>(追加)</u> 第3節 避難所の管理運営体制の整備 1 管理運営体制の整備 (3) 施設の使用方法の検討 区及び指定避難所の管理者は、緊急避難所及び<u>避難所</u>補完施設について、避難時に開放するスペースの事前設定、鍵の管理方法など施設の使用方法を施設ごとに定める。
	61	第4節 要配慮者の支援体制の整備 1 避難行動要支援者名簿の作成 区は、<u>平常時からの見守り活動や災害時の対応などを目的に、福祉部の所管業務遂行上のために収集した要配慮者情報を基に避難行動要支援者名簿管理システムを活用しながら、(削除)</u> _____避難行動要支援者_____名簿を作成<u>する。また、「江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」に基づき、名簿情報を提供し、</u>避難の支援、安否の確認等を実施する。 … (略) … (4) 名簿の提供 名簿情報を提供することについて本人の意向を確認し、災害の発生に備え、又は災害発生時の避難支援等の実施に必要な限度で平常時から<u>次の</u>	第4節 要配慮者の支援体制の整備 1 避難行動要支援者名簿の作成 区は、<u>(追加)</u> _____災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の<u>名簿を作成し、(追加)</u> _____避難の支援、安否の確認等を実施する。 … (略) … (4) 名簿の提供 名簿情報を提供することについて本人の意向を確認し、災害の発生に備え、又は災害発生時の避難支援等の実施に必要な限度で平常時から_____

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧										
部・章	頁	内容	内容										
第8章	63	<u>避難支援等関係者へ</u>名簿の提供を行う。<u>なお、避難支援等関係者は自分自身及びその家族の安全確保を優先した上で、避難行動要支援者の支援にあたり、避難行動要支援者に対しては避難支援等関係者などによる避難支援が困難になる可能性があることを理解してもらう。</u> ① 警察・消防<u>(削除)</u> … (略) … ② 避難所等<u>(削除)</u> … (略) … ③ 町会・自治会等<u>関係団体</u> … (略) … (6) 名簿活用の啓発 区は、平常時及び災害時の名簿の活用について要領等を作成し、個人情報に配慮した活用方法に関する啓発を行う。<u>また、災害時に区や避難支援等関係者が名簿を活用して情報伝達を行う場合には、分かりやすい言葉や表現の使用し多様な伝達手段（「第4部 初動応急計画【震災編】第3節区民等への情報伝達」を参照）を確保しながら、その伝達方法について特に配慮する。</u> … (略) … 4 避難行動要支援者<u>名簿管理</u>システムの導入	<u>(追加)</u> 名簿の提供を行う。<u>(追加)</u> ① 警察・消防<u>への提供</u> … (略) … ② 避難所等<u>への提供</u> … (略) … ③ 町会・自治会等<u>地域団体への提供</u> … (略) … (6) 名簿活用の啓発 区は、平常時及び災害時の名簿の活用について要領等を作成し、個人情報に配慮した活用方法に関する啓発を行う。<u>(追加)</u> … (略) … 4 避難行動要支援者<u>(追加)</u> システムの導入										
		<table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 食料及び生活必需品等の確保</td><td>危機管理部、産業経済部</td><td>都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、産業経済部	都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場	<table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 食料及び生活必需品等の確保</td><td>危機管理部、産業経済部</td><td>都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 食料及び生活必需品等の確保
体 系	区担当部署	関係機関											
第1節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、産業経済部	都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場											
体 系	区担当部署	関係機関											
第1節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、産業経済部	都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場											

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
第9章	66	第2節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局	第2節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局
		第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、産業経済部	都総務局、都都市整備局、都福祉局	第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、産業経済部	都総務局、都都市整備局、都福祉局
		第4節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、産業経済部	警視庁、 東京都災害対策本部 、都水道局、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	第4節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、産業経済部	警視庁、 都財務局 、都水道局、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
		■ 対策の体系と実施機関			■ 対策の体系と実施機関		
		体 系	区担当部署	関係機関	体 系	区担当部署	関係機関
		第1節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、都保健医療局、都産業労働局、東京消防庁	第1節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、都保健医療局、都産業労働局、東京消防庁
		第2節 区民への情報提供	経営企画部、 SDGs 推進部 、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、都保健医療局	第2節 区民への情報提供	経営企画部、 (追加) 危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、都保健医療局
		第3節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）	第3節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）
		第2節 生活環境対策			第2節 生活環境対策		
		1 し尿処理			1 し尿処理		
第10章	68	(3) 災害時トイレ対応の普及啓発			(3) 災害時トイレ対応の普及啓発		

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																								
部・章	頁	内容	内容																								
		区は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、防災訓練等を通じて災害用トイレに関する知識や新聞紙とレジ袋等を利用して大便を通常ごみとして処理する方法などの普及啓発に努める。また、要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化に努める。 <u>(削除)</u> 2 アスベスト対策 (1) アスベスト飛散防止の周知・啓発 … (略) … 〈応急措置例〉 <table><tr><th></th><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>1</td><td>養生</td><td>ビニールシート等によって飛散防止を図る</td></tr><tr><td>2</td><td>散水・薬剤 散布</td><td>水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う</td></tr><tr><td>3</td><td>立入り禁止</td><td>上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する</td></tr></table> <u>また、応急対応・復興に携わる方に向けた注意喚起のチラシを予め準備するとともに、区ホームページに災害時のアスベスト対策に関する情報を掲載する。</u> (2) 対策方針 吹付け材を使用している建築物等の所有者に対し、江戸川区アスベ		種類	概要	1	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る	2	散水・薬剤 散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う	3	立入り禁止	上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する	区は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、防災訓練等を通じて災害用トイレに関する知識や新聞紙とレジ袋等を利用して大便を通常ごみとして処理する方法などの普及啓発に努める。また、要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化に努める。 <u>※予防計画 第2章 第1節 「住宅等整備事業における基準等に関する条例」を参照</u> 2 アスベスト対策 (1) アスベスト飛散防止の周知・啓発 … (略) … 〈応急措置例〉 <table><tr><th></th><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>1</td><td>養生</td><td>ビニールシート等によって飛散防止を図る</td></tr><tr><td>2</td><td>散水・薬剤 散布</td><td>水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う</td></tr><tr><td>3</td><td>立入り禁止</td><td>上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する</td></tr></table> <u>(追加)</u> (2) 対策方針 吹付け材を使用している建築物等の所有者に対し、江戸川区アスベ		種類	概要	1	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る	2	散水・薬剤 散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う	3	立入り禁止	上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する
	種類	概要																									
1	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る																									
2	散水・薬剤 散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う																									
3	立入り禁止	上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する																									
	種類	概要																									
1	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る																									
2	散水・薬剤 散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う																									
3	立入り禁止	上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する																									

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第 11 章	70	ト調査費助成金交付要綱及び江戸川区アスベスト除去等工事費助成金交付要綱を周知し、調査・除去を勧奨する。 <u>また、アスベストの飛散防止対策に係る薬剤や資材を計画的に配備し、技術や知識を習得するよう職員訓練を行う。</u> 3 環境モニタリング 区は、災害時のアスベスト飛散や毒物劇物流出に備えて、検体採取機材、簡易測定機材等を計画的に配備する。また、採取や測定の知識を習得するよう職員<u>訓練</u>を行う。 第 1 節 洪水予防対策 1 高規格堤防の整備 国直轄河川の江戸川、荒川（中川）では、高規格堤防 <u>（削除）</u> _____として、堤防の高さの約 30 倍の幅を持つ強固な堤防整備を国土交通省とともに推進する。 高規格堤防  <u>（削除）※事項 2 河川・海岸の改修へ移動</u>	ト調査費助成金交付要綱及び江戸川区アスベスト除去等工事費助成金交付要綱を周知し、調査・除去を勧奨する。 <u>また、大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体等工事に係る届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について指導を行う。</u> 3 環境モニタリング 区は、災害時のアスベスト飛散や毒物劇物流出に備えて、検体採取機材、簡易測定機材等を計画的に配備する。また、採取や測定の知識を習得するよう職員<u>研修</u>を行う。 第 1 節 洪水予防対策 1 高規格堤防の整備 国直轄河川の江戸川、荒川（中川）では、高規格堤防 <u>（スーパー堤防）</u>として、堤防の高さの約 30 倍の幅を持つ強固な堤防整備を国土交通省とともに推進する。 スーパー堤防  <u>また、東京都管理河川の旧江戸川、中川、新中川では、地震に対する安全性と親水性などの河川環境の向上を目的とし、河川区域及び官民境界から背後約 50mの幅の盛土を行う都型スーパー堤防整備が計画されており、沿川の開発、公園整備、公共施設の改築などに合わせ、順次整備に取り組んでいく。</u>

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	71	2 河川・海岸の改修 本区中南部及び西部のほとんどは、厚い沖積層に覆われた、いわゆるゼロメートル地帯であり、荒川・中川・新中川・江戸川・旧江戸川等の大河川と東京湾によって周りを取り囲まれた地域である。過去、利根川の流 れが東京湾に注いでいたことや外郭河川の堤防高が十分でなかったことにより、幾たびかの被害を経験した。 洪水に対する安全を確保するため、前項の高規格堤防や緩傾斜型堤防の整備をはじめ区内河川の改修等を進め、施設の安全性の確保に努めている。 また、東京都管理河川の旧江戸川、中川、新中川では、地震に対する安全性と親水性などの水辺環境の向上を目的とし、河川区域または官民境界から最大約 50m の幅の盛土を行うスーパー堤防整備が計画されており、沿川の開発、公園整備、公共施設の改築などに合わせ、順次整備に取り組んでいく。 …（略）… （2）関東地方整備局江戸川河川事務所 江戸川は利根川の派川であり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（平成 25 年 5 月策定、令和 7 年 3 月変更）に基づき事業を実施しており、 …（略）… （3）東京都江東治水事務所 （削除）※ 2 河川・海岸の改修の直下へ移動	2 河川・海岸の改修 （追加）※（3）より移動 洪水に対する安全を確保するため、前項の高規格堤防や緩傾斜型堤防の整備をはじめ区内河川の改修等を進め、施設の安全性の確保に努めている。 （追加）※前項 1 高規格堤防の整備より移動 …（略）… （2）関東地方整備局江戸川河川事務所 江戸川は利根川の派川であり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（平成 25 年 5 月策定、令和 2 年 3 月変更）に基づき事業を実施しており、 …（略）… （3）東京都江東治水事務所 本区中南部及び西部のほとんどは、厚い沖積層に覆われた、いわゆるゼロメートル地帯であり、荒川・中川・新中川・江戸川・旧江戸川等の大河川と東京湾によって周りを取り囲まれた地域である。過去、利根川

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		中川、新中川、旧江戸川、新川では、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風級の高潮（A. P. +5. 1m）に対応するため、防潮堤や護岸、及び水門等の整備が進めている。 また、江東内部河川では、地盤が特に低い東側地域にて、水門等で河川を閉め切り、常に水位を低く保つ水位低下方式により整備を行っており、昭和 53 年 12 月に第一次水位低下（A. P. ±0. 0m）、平成 5 年 3 月に第二次水位低下（A. P. -1. 0m）を実施した。 さらには、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に「東部低地帯の河川施設整備計画」を平成 24 年 12 月に策定し、想定し得る最大級の地震への対策に着手した。 現在は対象範囲を拡大した第二期の整備計画（令和 3 年 12 月策定）に基づき、堤防・水門等の対策を進めている。 江戸川区管内では、水門及び排水機場の耐震・耐水対策が完了し、中川、旧江戸川、新中川の堤防の耐震対策を進めている。 3 高台避難地の確保 (1) 高規格堤防整備や公共施設を活用した身近な高台の確保 …（略）… 都管理河川である旧江戸川・新中川沿川の公園については、堤防強化につながるスーパー堤防等を整備し、あわせて公園敷地の高台化が可能な箇所から進めていく。 …（略）…	の流れが東京湾に注いでいたことや外郭河川の堤防高が十分でなかったことにより、幾たびかの被害を経験した。 このため、順次計画の策定及び堤防の修築事業が行われてきたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風の異常潮位を考慮して、新たに東京高潮対策事業として A. P. +5. 10m に対処し得るように計画が改訂され、これに基づき主要河川の防潮堤や護岸、並びに水門・排水機場が完成している。 また、旧江戸川河口部において、より安全性を高めるとともに、河川の自然環境機能の回復のために進めてきた緩傾斜堤防は平成 3 年度に完成した。 更に江東内部河川においては、昭和 63 年度の委員会の報告を受け、平成元年に計画の見直しを行い、平成 4 年度第二次水位低下（A. P. -1. 0 m）を実施した。 現在、東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）に基づき、中川・新中川・旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施している。 3 高台避難地の確保 (1) 高規格堤防整備や公共施設を活用した身近な高台の確保 …（略）… 都管理河川である旧江戸川・新中川沿川の公園については、堤防強化にもつながる高台化を可能な箇所から進めていく。 …（略）…

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧																	
部・章	頁	内容	内容																	
第 12 章	75	第 4 節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策 〈浸水想定区域〉 洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域。区は「江戸川区水害ハザードマップ」(<u>2025 年 7 月公表</u>)で提示している。	第 4 節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策 〈浸水想定区域〉 洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域。区は「江戸川区水害ハザードマップ」(<u>2019 年 5 月公表</u>)で提示している。																	
	77	■ 対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 ライフライン施設</td><td></td><td>都下水道局、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド(株)、<u>NTT東日本</u>(株) 東京東支店</td></tr><tr><td>第 2 節 鉄道施設</td><td></td><td>都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株) 京成電鉄(株)</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 ライフライン施設		都下水道局、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド(株)、 <u>NTT東日本</u> (株) 東京東支店	第 2 節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株) 京成電鉄(株)	■ 対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 ライフライン施設</td><td></td><td>都下水道局、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド(株)、<u>東日本電信電話</u>(株) 東京東支店</td></tr><tr><td>第 2 節 鉄道施設</td><td></td><td>都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株) 京成電鉄(株)</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 ライフライン施設		都下水道局、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド(株)、 <u>東日本電信電話</u> (株) 東京東支店	第 2 節 鉄道施設	
体 系	区担当部署	関係機関																		
第 1 節 ライフライン施設		都下水道局、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド(株)、 <u>NTT東日本</u> (株) 東京東支店																		
第 2 節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株) 京成電鉄(株)																		
体 系	区担当部署	関係機関																		
第 1 節 ライフライン施設		都下水道局、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド(株)、 <u>東日本電信電話</u> (株) 東京東支店																		
第 2 節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株) 京成電鉄(株)																		
第 3 部 対応態勢 第 1 章	83	第 1 節 非常配備態勢（勤務時間内） (4) 各部の所掌事務 <table><tr><th>各 部</th><th>内 容</th></tr><tr><td>… (略) …</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>文化共育部 (文化共育部)</td><td>1 <u>福祉避難所</u>補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。</td></tr></table>	各 部	内 容	… (略) …	… (略) …	文化共育部 (文化共育部)	1 <u>福祉避難所</u> 補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。	第 1 節 非常配備態勢（勤務時間内） (4) 各部の所掌事務 <table><tr><th>各 部</th><th>内 容</th></tr><tr><td>… (略) …</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>文化共育部 (文化共育部)</td><td>1 <u>避難所</u>補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。</td></tr></table>	各 部	内 容	… (略) …	… (略) …	文化共育部 (文化共育部)	1 <u>避難所</u> 補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。					
各 部	内 容																			
… (略) …	… (略) …																			
文化共育部 (文化共育部)	1 <u>福祉避難所</u> 補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。																			
各 部	内 容																			
… (略) …	… (略) …																			
文化共育部 (文化共育部)	1 <u>避難所</u> 補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。																			

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
			4 避難者の収容に関すること。 5 福祉避難所 補完施設の管理・運営に関すること。 6 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。		4 避難者の収容に関すること。 5 避難所 補完施設の管理・運営に関すること。 6 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。
		生活振興部 (生活振興部)	1 災害状況の調査に関すること。 2 罹災証明書発行に関すること。 3 罹災証明書発行事務の受入れ調整に関すること。 4 義援金品の受領・輸送及び配分に関すること。 5 福祉避難所 補完施設の開設に関すること。 6 避難者の収容に関すること。 7 福祉避難所 所補完施設の管理・運営に関すること。 8 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。	生活振興部 (生活振興部)	1 災害状況の調査に関すること。 2 罹災証明書発行に関すること。 3 罹災証明書発行事務の受入れ調整に関すること。 4 義援金品の受領・輸送及び配分に関すること。 5 避難所 補完施設の開設に関すること。 6 避難者の収容に関すること。 7 避難所 所補完施設の管理・運営に関すること。 8 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
		… (略) …		… (略) …	
		福祉部 (福祉部)	1 要配慮者の対応に関すること。 2 救援物資等の配分に関すること。 3 行方不明者の捜索及び遺体取扱に関する	福祉部 (福祉部)	1 要配慮者の対応に関すること。 2 救援物資等の配分に関すること。 3 行方不明者の捜索及び遺体取扱に関する

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		こと。 4 福祉ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 5 避難行動要支援者名簿の運営管理に関すること。 6 遺体収容所の開設及び運営に関すること。 7 <u>福祉避難所及び福祉避難所補完施設の開設・運営に関すること。</u> 8 災害時における他の部の応援に関すること。	こと。 4 福祉ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 5 避難行動要支援者名簿の運営管理に関すること。 6 遺体収容所の開設及び運営に関すること。 7 <u>(追加)</u> 災害時における他の部の応援に関すること。
	86	第2節 警察・消防の初動態勢 1 警察の初動態勢 (1) <u>(削除)</u> 警視庁管内に <u>大</u>地震が発生した場合には、<u>各</u>警備本部を設置して指揮体制を確立する。 (2) <u>各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。</u> (3) <u>建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。</u> ① 被害実態の把握及び各種情報の収集 ② 交通規制 ③ 被災者の救出救助 <u>及び避難誘導</u> <u>(削除)</u>	第2節 警察・消防の初動態勢 1 警察の初動態勢 (1) <u>警視庁は、</u>警視庁管内に <u>震度5強以上の</u>地震が発生した場合には、<u>直ちに</u>警備本部を設置して指揮体制を確立する。 (2) <u>各警察署は、部隊を編成し次の警備活動等を行う。</u> (3) <u>(追加)</u> ① 被害実態の把握及び各種情報の収集 ② 交通規制 ③ 被災者の救出救助 <u>(追加)</u> ④ <u>被災者の避難誘導</u>

江戸川区地域防災計画（令和８年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和７年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		④ 行方不明者の捜索及び調査 ⑤ 遺体の調査等及び検視 ⑥ 公共の安全と秩序の維持	⑤ 行方不明者の捜索及び調査 ⑥ 遺体の調査等及び検視 ⑦ 公共の安全と秩序の維持
	87	第３節 特別非常配備態勢（勤務時間外） １ 職員の参集 （３）本部関係以外の職員 ② 上記例外として、次の組織対応が必要な部署に所属する職員または各部が指定する職員については、その職をもって各部であらかじめ指定された場所に参集する。 …（略）… タ 住基システム維持・復旧（<u>住民情報課</u>の指定を受けた職員）	第３節 特別非常配備態勢（勤務時間外） １ 職員の参集 （３）本部関係以外の職員 ② 上記例外として、次の組織対応が必要な部署に所属する職員または各部が指定する職員については、その職をもって各部であらかじめ指定された場所に参集する。 …（略）… タ 住基システム維持・復旧（<u>マイナンバー推進課</u>の指定を受けた職員）
	89	２ 災害対策本部の設置 （１）本部長室 …（略）… エ 本部要員（危機管理部職員、<u>即応班職員</u>等）	２ 災害対策本部の設置 （１）本部長室 …（略）… エ 本部要員（危機管理部職員、<u>機動部隊職員</u>等）
	91	（４）避難所 …（略）… ① 避難所は、避難者等で組織する「避難所運営部」と行政職員等で組織する「施設管理部」との２つの組織による「避難所運営協議会」で運営する。	（４）避難所 …（略）… ① 避難所は、避難者等で組織する「避難所運営部」と行政職員等で組織する「施設管理部」との２つの組織による「避難所運営協議会」で運営する。

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

新		旧	
部・章	頁	内容	内容
第4部 ①震災編	101		
	102	想定される対策の流れ【震災】	想定される対策の流れ【震災】

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																								
部・章	頁	内容	内容																								
第 1 章	105	初動計画 ●初動活動 7 園児・児童等の安全確保 区立保育園、区立幼稚園、区立小・中学校は、園児、児童・生徒の安全を確認し、保護者引き取りまで保護を継続する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の保護を各園に要請する。 一時保護所、 <u>児童養護施設等</u> に入所中児童についても保護を継続する。	初動計画 ●初動活動 7 園児・児童等の安全確保 区立保育園、区立幼稚園、区立小・中学校は、園児、児童・生徒の安全を確認し、保護者引き取りまで保護を継続する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の保護を各園に要請する。 一時保護所 <u>(追加)</u> 入所中児童についても保護を継続する。																								
	106	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 情報の収集・伝達</td><td>経営企画部、危機管理部</td><td></td></tr><tr><td>第 2 節 被害情報の報告</td><td>危機管理部</td><td></td></tr><tr><td>第 3 節 区民等への情報伝達</td><td>経営企画部、<u>SDGs推進部</u>、危機管理部、生活振興部</td><td></td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 情報の収集・伝達	経営企画部、危機管理部		第 2 節 被害情報の報告	危機管理部		第 3 節 区民等への情報伝達	経営企画部、 <u>SDGs推進部</u> 、危機管理部、生活振興部		■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 情報の収集・伝達</td><td>経営企画部、危機管理部</td><td></td></tr><tr><td>第 2 節 被害情報の報告</td><td>危機管理部</td><td></td></tr><tr><td>第 3 節 区民等への情報伝達</td><td>経営企画部、<u>(追加)</u> 危機管理部、生活振興部</td><td></td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 情報の収集・伝達	経営企画部、危機管理部		第 2 節 被害情報の報告	危機管理部		第 3 節 区民等への情報伝達	経営企画部、 <u>(追加)</u> 危機管理部、生活振興部	
	体 系	区担当部署	関係機関																								
第 1 節 情報の収集・伝達	経営企画部、危機管理部																										
第 2 節 被害情報の報告	危機管理部																										
第 3 節 区民等への情報伝達	経営企画部、 <u>SDGs推進部</u> 、危機管理部、生活振興部																										
体 系	区担当部署	関係機関																									
第 1 節 情報の収集・伝達	経営企画部、危機管理部																										
第 2 節 被害情報の報告	危機管理部																										
第 3 節 区民等への情報伝達	経営企画部、 <u>(追加)</u> 危機管理部、生活振興部																										
110	第 3 節 区民等への情報伝達 1 情報伝達 区は、区役所の震度計で震度 5 弱以上の地震を感知したときは、自動警報システムが作動し、防災行政無線により区民に注意を喚起する。 その他、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるよう、以下の手段を活用して速やかな活動を行い区民に正確な情報を提供する。 <u>(デマや流言の打ち消し情報の発信を含む。)</u>	第 3 節 区民等への情報伝達 1 情報伝達 区は、区役所の震度計で震度 5 弱以上の地震を感知したときは、自動警報システムが作動し、防災行政無線により区民に注意を喚起する。 その他、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるよう、以下の手段を活用して速やかな活動を行い区民に正確な情報を提供する。 <u>(追加)</u>																									

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第 2 章	113	2 広報・広聴 …（略）… （３）災害情報等の提供 区は、<u>（削除）</u> 防災関係機関と連携し、災害情報や治安に関する情報等を集約し、避難所や公共施設等に掲示する。 ■対策の流れ フェーズ 0・1 発災～72 時間 フェーズ 2 4 日～1 週間 フェーズ 3 2 週間～1 か月 フェーズ 4 2 か月～3 か月 ○地域での消火・救助活動 ・区民、自主防災組織、消防団、事業所による初期消火、救助活動 ○警察署の活動 ・救出救助等の活動 ・交通規制 ○消防署の活動 ・消火活動 ・救助、救急活動 ○危険物施設の応急措置 ・危険防止 ○河川施設等の応急措置 ・防御活動 ・二次災害の防御 ○海上の応急措置	2 広報・広聴 …（略）… （３）災害情報等の提供 区は、警察署など 防災関係機関と連携し、災害情報や治安に関する情報等を集約し、避難所や公共施設等に掲示する。 ■対策の流れ フェーズ 0・1 発災～72 時間 フェーズ 2 4 日～1 週間 フェーズ 3 2 週間～1 か月 フェーズ 4 2 か月～3 か月 ○地域での消火・救助活動 ・区民、自主防災組織、消防団、事業所による初期消火、救助活動 ○警察署の活動 ・人命救助等の活動 ・交通規制 ○消防署の活動 ・消火活動 ・救助、救急活動 ○危険物施設の応急措置 ・危険防止 ○河川施設等の応急措置 ・防御活動 ・二次災害の防御 ○海上の応急措置
	114	第 2 節 警察署の活動 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出・救助、避難誘導等の措置をとる。	第 2 節 警察署の活動 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出・救助、避難誘導等の措置をとる。

江戸川区地域防災計画（令和８年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和７年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		救出・救助活動は、生存者の救出を_____ _____ 最優先に行う。救出した負傷者は速やかに緊急医療救護所に引き継ぐ。 また、救出・救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 第３節 消防署の活動 ２ 救助・救急活動 (削除) _____ _____ _____	救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。救出した負傷者は速やかに緊急医療救護所に引き継ぐ。 また、救出・救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 第３節 消防署の活動 ２ 救助・救急活動 (2) 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各活動を行う。
	115	第４節 危険物等の応急措置 ３ 高圧ガス保管施設 都は、高圧ガス貯蔵施設等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示するとともに、被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請し、安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示する。 警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報し、警察署は車両の交通規制、避難誘導等を行い、消防署は広報活動、警戒区域の規制等を行う。	第４節 危険物等の応急措置 ３ 高圧ガス保管施設 都は、高圧ガス貯蔵施設等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示するとともに、被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請し、安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示する。 警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報するとともに、避難指示、広報活動、交通路及び警戒区域の規制等を行う。 _____

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	116	4 毒物・劇物施設 都及び区は、毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物が飛散流出した場合の危害防止のための応急措置を指示する。また、飛散流出状況について施設等の点検を行い、除毒作業を事業者に指示する。 流出等が大規模で住民避難が必要なときは、警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報<u>し、警察署は車両の交通規制、避難誘導等を行い、消防署は広報活動、警戒区域の規制等を行う。</u> 7 危険物輸送車両 都は、一般高圧ガス等の移動制限または一時禁止等の緊急措置を命令する。災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請する。 警察署は、施設管理者等に対し、<u>災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置</u>を指示するとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の<u>規制</u>、救助活動等の措置を行う。 消防署は、消火活動、救助・救急活動を実施する。 <u>8 露出したアスベスト含有建材</u> 区は災害時アスベスト飛散防止対策マニュアルに基づき、次の事項を実施する。 ・<u>リスト化したアスベスト残存施設への連絡と状況確認</u> ・<u>応急危険度判定の調査結果を踏まえた、吹付材の露出状況の建物の把握</u> ・<u>都環境局及び都協定団体と協力して吹付材及び保温材の露出状況調査の実施。</u>	4 毒物・劇物施設 都及び区は、毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物が飛散流出した場合の危害防止のための応急措置を指示する。また、飛散流出状況について施設等の点検を行い、除毒作業を事業者に指示する。 流出等が大規模で住民避難が必要なときは、警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報<u>するとともに、避難指示、広報活動、交通路及び警戒区域の規制等を行う。</u> 7 危険物輸送車両 都は、一般高圧ガス等の移動制限または一時禁止等の緊急措置を命令する。災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請する。 警察署は、施設管理者等に対し、<u>被害拡大等防止の応急措置</u>を指示するとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の<u>設定</u>、救助活動等の措置を行う。 消防署は、消火活動、救助・救急活動を実施する。 <u>8 （追加）</u> <u>（追加）</u> _____ _____ _____ _____ _____

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第3章		・建物所有者への飛散防止対策の要請 ・必要に応じた飛散抑制剤散布等の応急対策の実施	
	9	区の措置	8 区の措置
	120	第1節 初動医療体制 1 医療情報の収集伝達体制 区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置し、江戸川区災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと連携して、人的被害及び医療機関(診療所、 <u> </u> 歯科診療所 <u>及び薬局</u>)の被害状況や活動状況等を把握し、区東部二次保健医療圏医療対策拠点（都立墨東病院）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。	第1節 初動医療体制 1 医療情報の収集伝達体制 区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置し、江戸川区災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと連携して、人的被害及び医療機関(診療所 <u>及び</u> 歯科診療所 <u>(追加)</u>)の被害状況や活動状況等を把握し、区東部二次保健医療圏医療対策拠点（都立墨東病院）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。
	121	2 初動医療体制 （3）緊急医療救護所の設置 …（略）… 〈緊急医療救護所設置予定箇所〉※詳細は資料編を参照 東京臨海病院前、江戸川病院前、森山記念病院前、<u>タムス</u>松江病院前、岩井整形外科病院前、タムスさくら病院江戸川前、葛西昌医会病院前、江戸川メディケア病院前、京葉病院前、葛西中央病院前、東京心臓不整脈病院前、同愛会病院前、一盛病院前、東京東病院前、小松川病院前、江戸川共済病院前、森山脳神経センター病院前	2 初動医療体制 （3）緊急医療救護所の設置 …（略）… 〈緊急医療救護所設置予定箇所〉※詳細は資料編を参照 東京臨海病院前、江戸川病院前、森山記念病院前、<u> </u>松江病院前、岩井整形外科病院前、タムスさくら病院江戸川前、葛西昌医会病院前、江戸川メディケア病院前、京葉病院前、葛西中央病院前、東京心臓不整脈病院前、同愛会病院前、一盛病院前、東京東病院前、小松川病院前、江戸川共済病院前、森山脳神経センター病院前
		（4）緊急医療救護所での活動 緊急医療救護所での活動は、以下のとおりである。	（4）緊急医療救護所での活動 緊急医療救護所での活動は、以下のとおりである。

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		〈緊急医療救護所での医療救護活動〉	
		班名 活動内容	班名 活動内容
		歯科医療救護班 ① <u>傷病者に対するトリアージ及び歯科医療を要する負傷者に対する応急措置</u> ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定	歯科医療救護班 ① <u>(追加) 歯科医療を要する負傷者に対する応急措置</u> ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
		薬剤師班 ① 緊急医療救護所における傷病者等に関する薬剤、服薬指導 ② 緊急医療救護所における医薬品の仕分け、管理 ③ <u>傷病者に対するトリアージの協力</u>	薬剤師班 ① 緊急医療救護所における傷病者等に関する薬剤、服薬指導 ② 緊急医療救護所における医薬品の仕分け、管理 ③ <u>(追加)</u>

		新	旧																														
部・章	頁	内容	内容																														
	122	《 初動医療体制（72時間） 》	《 初動医療体制（72時間） 》																														
第4章	126	■ 対策の体系と実施機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難行動</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2節 避難誘導</td><td>生活振興部</td><td>小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署</td></tr> <tr> <td>第3節 避難所の開設・運営</td><td>都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局</td><td>都立高校、関東第一高等学校</td></tr> <tr> <td>第4節 福祉避難所等の開設</td><td>福祉部</td><td>（福）江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学</td></tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 避難行動			第2節 避難誘導	生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署	第3節 避難所の開設・運営	都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局	都立高校、関東第一高等学校	第4節 福祉避難所等の開設	福祉部	（福）江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学	■ 対策の体系と実施機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難行動</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2節 避難誘導</td><td>生活振興部</td><td>小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署</td></tr> <tr> <td>第3節 避難所の開設・運営</td><td>都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局</td><td>都立高校、関東第一高等学校</td></tr> <tr> <td>第4節 福祉避難所等の開設</td><td>福祉部</td><td>（福）江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学</td></tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 避難行動			第2節 避難誘導	生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署	第3節 避難所の開設・運営	都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局	都立高校、関東第一高等学校	第4節 福祉避難所等の開設	福祉部	（福）江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学
体 系	区担当部署	関係機関																															
第1節 避難行動																																	
第2節 避難誘導	生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署																															
第3節 避難所の開設・運営	都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局	都立高校、関東第一高等学校																															
第4節 福祉避難所等の開設	福祉部	（福）江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学																															
体 系	区担当部署	関係機関																															
第1節 避難行動																																	
第2節 避難誘導	生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署																															
第3節 避難所の開設・運営	都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局	都立高校、関東第一高等学校																															
第4節 福祉避難所等の開設	福祉部	（福）江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学																															

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
		■自助・共助の役割			
		…（略）…			
		■対策の現状			
		○ 避難所 112 か所（小・中学校、都立高校等）(削除) _____を指定している。			
		○ 高等学校、特別支援学校、各学校との連携により避難所の利用や要配慮者等の避難について体制を構築している。			

		■自助・共助の役割			
		…（略）…			
		■対策の現状			
		○ 避難所 111 か所（小・中学校、都立高校等）と避難所補完施設 40 か所を指定している。			
		○ 高等学校、特別支援学校、各学校との連携により避難所の利用や要配慮者等の避難について体制を構築している。			

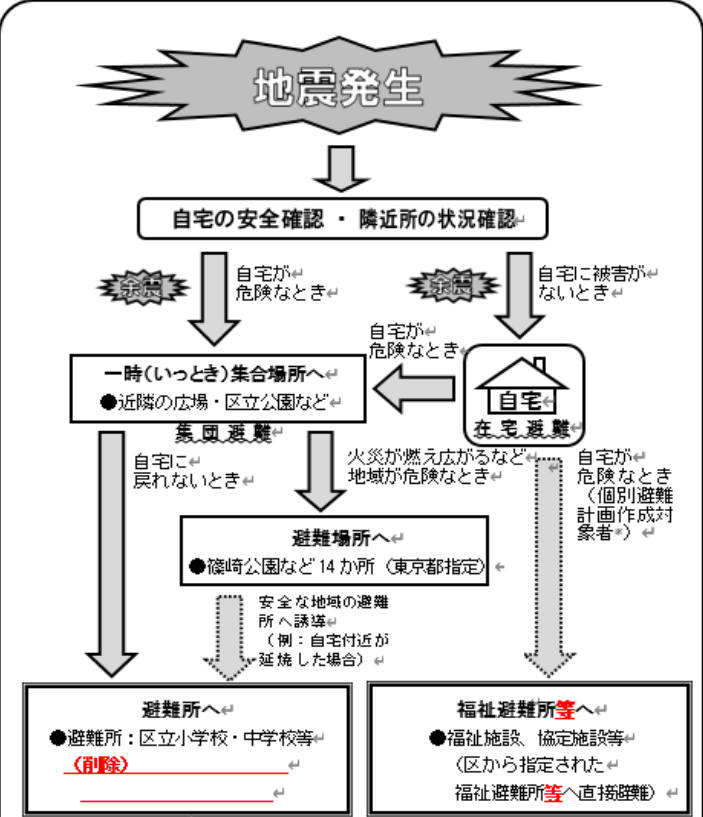
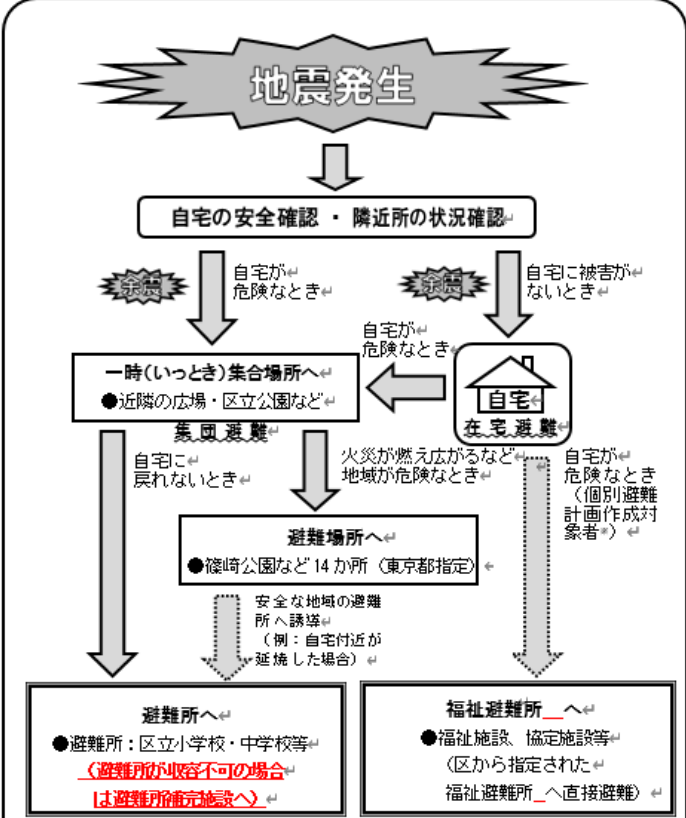
江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	127	■対策の流れ フェーズ 0・1 発災～72時間 フェーズ 2 4日～1週間 フェーズ 3 2週間～1か月 フェーズ 4 2か月～3か月 ○避難誘導 ・避難指示 ・自主防災組織等による避難誘導 ○緊急避難所の開放 ○避難所の開設 ○避難所の運営 ○避難所の閉鎖 ・区、学校、自主防災組織による受入れ ・避難者による自主運営 ・区の生活支援 ・区の支援 ○福祉避難所等の開設・運営 ・避難者の安全確保 ○他地区への移送	■対策の流れ フェーズ 0・1 発災～72時間 フェーズ 2 4日～1週間 フェーズ 3 2週間～1か月 フェーズ 4 2か月～3か月 ○避難誘導 ・避難指示 ・自主防災組織等による避難誘導 ○緊急避難所の開放 ○避難所の開設 ○避難所の運営 ○避難所の閉鎖 ・区、学校、自主防災組織による受入れ ・避難者による自主運営 ・区の生活支援 ・区の支援 ○福祉避難所__の開設・運営 ・避難者の安全確保 ○他地区への移送

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

部・章	頁	新 内容	旧 内容
	128	第 1 節 避難行動 〈震災時の基本的な避難行動〉  ※ 第 4 部 初動応急計画【震災編】 ＜避難所体系図＞参照 ○震災時は、町会や自治会ごとに一時（いつとき）集合場所に集まり、避難所や避難場所へ避難します。 ○大地震発生時には、開館している全ての区施設へ緊急避難できます（緊急避難所）。ただし、避難所が開設したときは、速やかに避難所へ移動します。	第 1 節 避難行動 〈震災時の基本的な避難行動〉  ※ 第 4 部 初動応急計画【震災編】 ＜避難所体系図＞参照 ○震災時は、町会や自治会ごとに一時（いつとき）集合場所に集まり、避難所や避難場所へ避難します。 ○大地震発生時には、開館している全ての区施設へ緊急避難できます（緊急避難所）。ただし、避難所が開設したときは、速やかに避難所へ移動します。

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	129	＜避難所体系図＞ 火災延焼で地域が危険な場合 自宅 避難場所 ← 一時集合場所 ＜避難行動要支援者＞ 福祉避難室 避難所 緊急避難所 開館している以下の施設が対象 対策拠点施設 追体収容所 本庁舎・事務所 総合文化センター 中央図書館 総合体育館 スポーツランド スポーツセンター 医療救護活動拠点 地域内輸送拠点 江戸川保健所(医療本部) 総合文化センター 葛西防災施設 小松川防災施設 医療救護受援施設 各地域サポートセンター 防災活動支援拠点 グリーンパレス 東小松川公園 避難所子備施設 区立保育園 区立幼稚園 熟年者関連施設 福祉避難所 福祉施設(希望の家、虹の家等) 協定団体施設(都立特別支援学校、民間施設) 福祉避難所補完施設 コミュニティ会館・図書館・共有プラザ・子ども未来館・南葛西会館等(40か所) ※事前に区が策定した避難行動要支援者名簿に掲載され、個別避難計画作成対象者に該当する方のみ対象とする。	＜避難所体系図＞ 火災延焼で地域が危険な場合 自宅 避難場所 ← 一時集合場所 ＜避難行動要支援者＞ 福祉避難室 避難所 緊急避難所 開館している以下の施設が対象 対策拠点施設 追体収容所 本庁舎・事務所 総合文化センター 中央図書館 総合体育館 スポーツランド スポーツセンター 医療救護活動拠点 地域内輸送拠点 江戸川保健所(医療本部) 総合文化センター 葛西防災施設 小松川防災施設 医療救護受援施設 各地域サポートセンター 防災活動支援拠点 グリーンパレス 東小松川公園 避難所子備施設 区立保育園 区立幼稚園 熟年者関連施設 福祉避難所 福祉施設(希望の家、虹の家等) 協定団体施設(都立特別支援学校、民間施設) 福祉避難所補完施設 コミュニティ会館・図書館・共有プラザ・子ども未来館・南葛西会館等(40か所) ※事前に区が策定した避難行動要支援者名簿に掲載され、個別避難計画作成対象者に該当する方のみ対象とする。
	130	第 2 節 避難誘導 4 警察署における避難指示 (削除)	第 2 節 避難誘導 4 警察署における避難指示 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		（１）一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。 （２）災害等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。 （３）区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。 （４）避難の指示に従わない者に対しては極力説得して任意で避難させる。 第3節 避難所の開設・運営 2 避難所の開設 （２）避難所の開設（緊急避難所からの移行） （削除） 避難所は、避難所となる学校の校長が施設管理責任者となり指揮を行う。 災害発生後、区災害対策本部からの開設指示が発令された場合、施設管理責任者は、緊急避難所の態勢から避難所の態勢に移行し、避難スベ	があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区、区民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。 （１）（追加） （２）（追加） （３）（追加） （４）（追加） 第3節 避難所の開設・運営 2 避難所の開設 （２）避難所の開設（緊急避難所からの移行） ① 避難所 避難所は、避難所となる学校の校長が施設管理責任者となり指揮を行う。 災害発生後、区災害対策本部からの開設指示が発令された場合、施設管理責任者は、緊急避難所の態勢から避難所の態勢に移行し、避難スベ

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	132	ースへの誘導を行う。 勤務時間外の場合には、あらかじめ指定された区職員が避難所を開設し、避難スペースへの誘導を行う。 避難所の職員は、避難所の状況を災害時優先電話等により教育部本部に連絡する。 <u>(削除)</u> 4 避難所の運営 …（略）… (3) 避難生活の支援 避難所運営協議会は、以下の避難所運営を行う。 〈避難所の運営項目〉 ① 避難所開設職員等（及び教職員）の運営 ア 役割、運営方法、ルール確認 イ 避難者名簿の整備 ウ 避難所の情報集約、外部情報の収集 エ 区災害対策本部との連絡調整（教育部本部経由） <u>(削除)</u> <u>オ</u> 物資や人材の要請（ボランティア等）と受入れ <u>カ</u> 負傷者等の把握、避難所内での応急処置（対応が困難の場合は、区災害対策本部へ対応要請（教育部本部経由））	ースへの誘導を行う。 勤務時間外の場合には、あらかじめ指定された区職員が避難所を開設し、避難スペースへの誘導を行う。 避難所の職員は、避難所の状況を災害時優先電話等により教育部本部に連絡する。 <u>② 避難所補完施設</u> <u>避難所で収容しきれない場合は、区災害対策本部の指示により避難所補完施設の指定を受けている施設の管理者が施設管理責任者となり開設する。</u> 4 避難所の運営 …（略）… (3) 避難生活の支援 避難所運営協議会は、以下の避難所運営を行う。 〈避難所の運営項目〉 ① 避難所開設職員等（及び教職員）の運営 ア 役割、運営方法、ルール確認 イ 避難者名簿の整備 ウ 避難所の情報集約、外部情報の収集 エ 区災害対策本部との連絡調整（教育部本部経由） <u>オ 避難所補完施設の状況把握</u> <u>カ</u> 物資や人材の要請（ボランティア等）と受入れ <u>キ</u> 負傷者等の把握、避難所内での応急処置（対応が困難の場合は、区災害対策本部へ対応要請（教育部本部経由））

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		…（略）… （４）女性や子ども、<u>性的マイノリティ</u>への配慮 避難所運営にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性や子ども、<u>性的マイノリティ</u>の避難者への配慮として、以下の対策を行う。 〈女性や子ども、<u>性的マイノリティ</u>への配慮事項〉 ア 女性や子ども<u>等</u>のための相談窓口 イ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 ウ 女性<u>特有</u>の物資配布（<u>生理用品等</u>） エ 防犯対策（性暴力・DV防止など） オ 交流（遊び）スペースの確保 カ 子ども用の生活用品の導入 <u>キ 周囲に人がいる中で受け取りづらい物資配付の工夫（下着、生理用品等）</u>	…（略）… （４）女性や子ども（<u>追加</u>）への配慮 避難所運営にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性や子ども（<u>追加</u>）の避難者への配慮として、以下の対策を行う。 〈女性や子ども（<u>追加</u>）への配慮事項〉 ア 女性や子ども（<u>追加</u>）のための相談窓口 イ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 ウ 女性<u>専用</u>の物資配布（<u>追加</u>） エ 防犯対策（性暴力・DV防止など） オ 交流（遊び）スペースの確保 カ 子ども用の生活用品の導入 <u>キ（追加）</u>
133		第４節 福祉避難所<u>等</u>の開設 １ 福祉避難所・<u>福祉避難所補完施設</u>・福祉避難室の開設 （１）福祉避難所・<u>福祉避難所補完施設</u>・福祉避難室の開設 区は、高齢者、障害者等、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、福祉施設<u>や一部の区立施設</u>等を福祉避難所・<u>福祉避難所補完施設</u>として開設する。また、避難所の指定した教室等を福祉避難室として開設する。 区は、避難行動要支援者の支援の必要度や福祉避難所・<u>福祉避難所補完</u>	第４節 福祉避難所・<u>福祉避難室</u>の開設 １ 福祉避難所・（<u>追加</u>）福祉避難室の開設 （１）福祉避難所・（<u>追加</u>）福祉避難室の開設 区は、高齢者、障害者等、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、福祉施設（<u>追加</u>）等を福祉避難所（<u>追加</u>）として開設する。また、避難所の指定した教室等を福祉避難室として開設する。 区は、避難行動要支援者の支援の必要度や福祉避難所・（<u>追加</u>）

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧												
部・章	頁	内容	内容												
第 5 章	136	施設・福祉避難室の収容可能人数等を勘案し、予め福祉避難所・福祉避難室を指定するものとし、指定された避難行動要支援者は直接避難をする。 (2) 報告 区は、福祉避難所・福祉避難所補完施設を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。	_____福祉避難室の収容可能人数等を勘案し、予め福祉避難所・福祉避難室を指定するものとし、指定された避難行動要支援者は直接避難をする。 (2) 報告 区は、福祉避難所 (追加) _____を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。												
		第 2 節 緊急通行車両の確認 1 緊急通行車両の申請 災害対策基本法に規定する指定行政機関や災害時協力協定団体が保有する車両で、かつ災害時応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、災害の発生前に確認申出をし、緊急通行車両確認証明書と緊急通行車両確認標章の交付を受ける。交付を受けた確認標章は、発災後、当該車両の前面（ダッシュボードなど）の外から見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けることにより、警察 _____が実施する交通検問所を通過できる。	第 2 節 緊急通行車両の確認 1 緊急通行車両の申請 災害対策基本法に規定する指定行政機関や災害時協力協定団体が保有する車両で、かつ災害時応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、災害の発生前に確認申出をし、緊急通行車両確認証明書と緊急通行車両確認標章の交付を受ける。交付を受けた確認標章は、発災後、当該車両の前面（ダッシュボードなど）の外から見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けることにより、警察 署が実施する交通検問所を通過できる。												
第 6 章	138	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 避難行動への支援</td><td>福祉部、子ども家庭部、健康部</td><td>（福）江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 避難行動への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	（福）江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 避難行動への支援</td><td>福祉部、子ども家庭部、健康部</td><td>（福）江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 避難行動への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	（福）江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡
体 系	区担当部署	関係機関													
第 1 節 避難行動への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	（福）江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡													
体 系	区担当部署	関係機関													
第 1 節 避難行動への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	（福）江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡													

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
				協議会等			協議会等
		第2節 避難生活への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会	第2節 避難生活への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会
		第3節 福祉避難所等での支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会	第3節 福祉避難所での支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会
	139	■対策の方針 ○ 発災直後の救護・避難誘導は、自助・共助として地域が中心となっていく。 ○ 特に配慮が必要な避難行動要支援者については、福祉避難所、福祉避難所補完施設及び福祉避難室を予め案内し、直接避難できる体制とする。 ○ 医療支援が必要な要配慮者に対しては、保健師等が状況確認や医療機関への搬送手配など、必要に応じた支援を実施する。 ■対策の流れ フェーズ 0・1 発災～72時間 フェーズ 2 4日～1週間 フェーズ 3 2週間～1か月 フェーズ 4 2か月～3か月 ○避難支援 ○避難生活での支援 ・地域による在宅要配慮者の安否把握、避難支援 ・避難所での福祉サービスの実施 ・医療要配慮者の支援 ・在宅要配慮者への支援 ・園児等の支援 ○福祉避難所・福祉避難所補完施設・福祉避難室での支援			■対策の方針 ○ 発災直後の救護・避難誘導は、自助・共助として地域が中心となっていく。 ○ 特に配慮が必要な避難行動要支援者については、福祉避難所（追加）を予め指定し、直接避難できる体制とする。 ○ 医療支援が必要な要配慮者に対しては、保健師等が状況確認や医療機関への搬送手配など、必要に応じた支援を実施する。 ■対策の流れ フェーズ 0・1 発災～72時間 フェーズ 2 4日～1週間 フェーズ 3 2週間～1か月 フェーズ 4 2か月～3か月 ○避難支援 ○避難生活での支援 ・地域による在宅要配慮者の安否把握、避難支援 ・避難所での福祉サービスの実施 ・医療要配慮者の支援 ・在宅要配慮者への支援 ・園児等の支援 ○福祉避難所(追加)での支援		

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧											
部・章	頁	内容	内容											
第7章	140	第1節 避難行動への支援 3 園児等への支援 区立保育園及び区立幼稚園は、園児の安全を確保し、保護者に引き渡すまで園で保護することを原則とする。園での保護が困難となった場合は、避難所等に移動する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の対応を園に要請する。 一時保護所は、入所している児童の安全を確保するとともに、児童の安否を児童相談所長に報告する。外出等により安否が確認できない場合は、外出先等に連絡又は訪問するなどして確認する。<u>児童養護施設等についても、区は同様の対応を各施設に要請する。</u> …（略）… 第3節 福祉避難所等での支援 区は、福祉施設や避難所等に福祉避難所、<u>福祉避難所補完施設</u>及び福祉避難室を開設し、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を受入れ、生活支援を実施する。 福祉避難所管理班は、支援に必要な物資及び人員の確保等、福祉避難所及び福祉避難室の管理を行う。	第1節 避難行動への支援 3 園児等への支援 区立保育園及び区立幼稚園は、園児の安全を確保し、保護者に引き渡すまで園で保護することを原則とする。園での保護が困難となった場合は、避難所等に移動する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の対応を園に要請する。 一時保護所は、入所している児童の安全を確保するとともに、児童の安否を児童相談所長に報告する。外出等により安否が確認できない場合は、外出先等に連絡又は訪問するなどして確認する。<u>(追加)</u> …（略）… 第3節 福祉避難所等での支援 区は、福祉施設や避難所等に福祉避難所 _____ 及び福祉避難室を開設し、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を受入れ、生活支援を実施する。 福祉避難所管理班は、支援に必要な物資及び人員の確保等、福祉避難所及び福祉避難室の管理を行う。											
	142	■ 対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 駅周辺での混乱防止</td><td>経営企画部、<u>SDGs 推進部</u>、都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員</td><td>都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 駅周辺での混乱防止	経営企画部、 <u>SDGs 推進部</u> 、都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）	■ 対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第1節 駅周辺での混乱防止</td><td>経営企画部、<u>(追加)</u> 都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員</td><td>都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 駅周辺での混乱防止	経営企画部、 <u>(追加)</u> 都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員
体 系	区担当部署	関係機関												
第1節 駅周辺での混乱防止	経営企画部、 <u>SDGs 推進部</u> 、都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）												
体 系	区担当部署	関係機関												
第1節 駅周辺での混乱防止	経営企画部、 <u>(追加)</u> 都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）												

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
			会事務局			会事務局	
		第2節 事業所等 における対策			第2節 事業所等 における対策		
		第3節 帰宅困難 者の代替輸送	都市開発部	国、都	第3節 帰宅困難 者の代替輸送	都市開発部	国、都
		第4節 徒歩帰宅 者への支援	経営企画部、 <u>SDGs推進部</u> 、文 化共育部、生活 振興部、教育委 員会事務局		第4節 徒歩帰宅 者への支援	経営企画部、 <u>(追加)</u> 文 化共育部、生活 振興部、教育委 員会事務局	
第8章	143	2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ (2) 一時滞在施設の開設 区は、駅周辺及び幹線道路沿いを中心とした施設（区立小・中学校等、 <u>(削除)</u> 協定施設）に一時滞在施設を開設する。開設した場合は、区災害対策本部に連絡する。			2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ (2) 一時滞在施設の開設 区は、駅周辺及び幹線道路沿いを中心とした施設（区立小・中学校等、 <u>避難所補完施設</u> 、協定施設）に一時滞在施設を開設する。開設した場合は、区災害対策本部に連絡する。		
	146	第1節 応援協力・派遣要請 1 都知事への応援・あっせんの要請 地震により災害が発生し、都の協力が必要な場合は、区長の決定に基づき区災害対策本部（受援統括班）が都知事に要請する。 都知事に応援または応援のあっせんを求める場合、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または <u>DIS への入力</u> 等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。			第1節 応援協力・派遣要請 1 都知事への応援・あっせんの要請 地震により災害が発生し、都の協力が必要な場合は、区長の決定に基づき区災害対策本部（受援統括班）が都知事に要請する。 都知事に応援または応援のあっせんを求める場合、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または <u>電話</u> 等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。		
第9章	152	第1節 行方不明者の捜索 (2) 警察署の措置			第1節 行方不明者の捜索 (2) 警察署の措置		

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																																																																						
部・章	頁	内容	内容																																																																						
第 10 章	159	警察署においては、行方不明の届出受理及び情報の入手に努め、調査を実施する。 <u>(削除)</u>	警察署においては、行方不明の届出受理及び情報の入手に努め、調査を実施する。 <u>また、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。</u>																																																																						
		第 2 節 飲料水の供給 2 飲料水の供給 （5）仮設給水栓等の設置 区及び都水道局は、断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。 〈給水可能な飲料水の備蓄〉（令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日現在） <table><tr><th>種別</th><th>給水拠点</th><th>数量</th><th>所在地</th><th>応急給水容量 m³</th></tr><tr><td rowspan="2">給水所</td><td>西瑞江給水所</td><td>2 池</td><td>江戸川区東瑞江 1－26－2</td><td>6, 600</td></tr><tr><td>葛西給水所</td><td>2 池</td><td>江戸川区北葛西 3－9</td><td>13, 300</td></tr><tr><td rowspan="5">応急給水槽</td><td>都立篠崎公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区上篠崎 1－25</td><td>1, 500</td></tr><tr><td>区立宇喜田中央公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区北葛西 4－15</td><td>1, 500</td></tr><tr><td>区立小岩公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区北小岩 6－43</td><td>1, 500</td></tr><tr><td>都立葛西南高校</td><td>1 基</td><td>江戸川区南葛西 1－11－1</td><td>100</td></tr><tr><td>都立大島小松川公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区小松川 1－7</td><td>1, 500</td></tr></table>	種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m³	給水所	西瑞江給水所	2 池	江戸川区東瑞江 1－26－2	6, 600	葛西給水所	2 池	江戸川区北葛西 3－9	13, 300	応急給水槽	都立篠崎公園	1 基	江戸川区上篠崎 1－25	1, 500	区立宇喜田中央公園	1 基	江戸川区北葛西 4－15	1, 500	区立小岩公園	1 基	江戸川区北小岩 6－43	1, 500	都立葛西南高校	1 基	江戸川区南葛西 1－11－1	100	都立大島小松川公園	1 基	江戸川区小松川 1－7	1, 500	第 2 節 飲料水の供給 2 飲料水の供給 （5）仮設給水栓等の設置 区及び都水道局は、断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。 〈給水可能な飲料水の備蓄〉（令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日現在） <table><tr><th>種別</th><th>給水拠点</th><th>数量</th><th>所在地</th><th>応急給水容量 m³</th></tr><tr><td rowspan="2">給水所</td><td>西瑞江給水所</td><td>2 池</td><td>江戸川区東瑞江 1－26－2</td><td>6, 600</td></tr><tr><td>葛西給水所</td><td>2 池</td><td>江戸川区北葛西 3－9</td><td>13, 300</td></tr><tr><td rowspan="5">応急給水槽</td><td>都立篠崎公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区上篠崎 1－25</td><td>1, 500</td></tr><tr><td>区立宇喜田中央公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区北葛西 4－15</td><td>1, 500</td></tr><tr><td>区立小岩公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区北小岩 6－43</td><td>1, 500</td></tr><tr><td>都立葛西南高校</td><td>1 基</td><td>江戸川区南葛西 1－11－1</td><td>100</td></tr><tr><td>都立大島小松川公園</td><td>1 基</td><td>江戸川区小松川 1－7</td><td>1, 500</td></tr></table>	種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m³	給水所	西瑞江給水所	2 池	江戸川区東瑞江 1－26－2	6, 600	葛西給水所	2 池	江戸川区北葛西 3－9	13, 300	応急給水槽	都立篠崎公園	1 基	江戸川区上篠崎 1－25	1, 500	区立宇喜田中央公園	1 基	江戸川区北葛西 4－15	1, 500	区立小岩公園	1 基	江戸川区北小岩 6－43	1, 500	都立葛西南高校	1 基	江戸川区南葛西 1－11－1	100	都立大島小松川公園	1 基	江戸川区小松川 1－7	1, 500
		種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m³																																																																			
給水所	西瑞江給水所	2 池	江戸川区東瑞江 1－26－2	6, 600																																																																					
	葛西給水所	2 池	江戸川区北葛西 3－9	13, 300																																																																					
応急給水槽	都立篠崎公園	1 基	江戸川区上篠崎 1－25	1, 500																																																																					
	区立宇喜田中央公園	1 基	江戸川区北葛西 4－15	1, 500																																																																					
	区立小岩公園	1 基	江戸川区北小岩 6－43	1, 500																																																																					
	都立葛西南高校	1 基	江戸川区南葛西 1－11－1	100																																																																					
	都立大島小松川公園	1 基	江戸川区小松川 1－7	1, 500																																																																					
種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m³																																																																					
給水所	西瑞江給水所	2 池	江戸川区東瑞江 1－26－2	6, 600																																																																					
	葛西給水所	2 池	江戸川区北葛西 3－9	13, 300																																																																					
応急給水槽	都立篠崎公園	1 基	江戸川区上篠崎 1－25	1, 500																																																																					
	区立宇喜田中央公園	1 基	江戸川区北葛西 4－15	1, 500																																																																					
	区立小岩公園	1 基	江戸川区北小岩 6－43	1, 500																																																																					
	都立葛西南高校	1 基	江戸川区南葛西 1－11－1	100																																																																					
	都立大島小松川公園	1 基	江戸川区小松川 1－7	1, 500																																																																					

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新					旧				
部・章	頁	内容					内容				
	160		一之江抹香亭	1 基	江戸川区一之江 5 －14	100		一之江抹香亭	1 基	江戸川区一之江 5 －14	100
		小計				26, 100	小計				26, 100
		学校受水槽（旧校舎含 む）		105 基		1, 757. 69	学校受水槽（旧校舎含 む）		106 基		1, 745. 99
		合計				27, 857. 69	合計				27, 845. 99
		〈災害時の給水体制〉（令和8年4月1日現在）					〈災害時の給水体制〉（令和7年4月1日現在）				
		第4節 救援物資の受入れ									

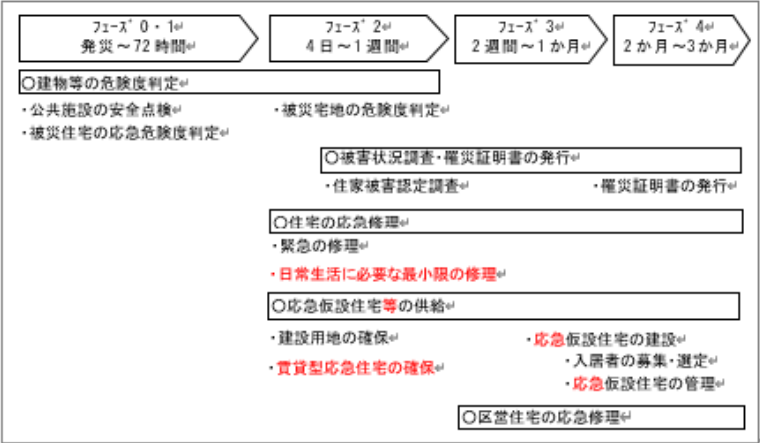
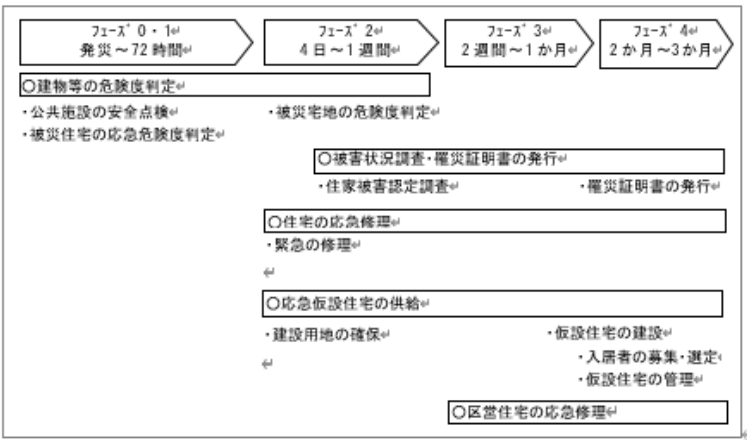
江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	163	第4節 救援物資の受入れ 1 救援物資の受け付け 区で食料、物資等の調達が困難な場合、以下のとおり、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資を受け入れる。 (1) 支援物資（国・都・他自治体、日赤・協同募金等の団体から提供） <u>※災害復旧用材（国有林材）は農林水産省（関東森林管理局）に要請する。</u> 第5節 輸送 1 輸送手段の確保 区は、所有する車両では不足する場合は、以下の機関、団体等に輸送を要請する。 (1) （一社）東京都トラック協会江戸川支部 (2) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部 (3) <u>東京都災害対策本部</u> (4) 協力協定団体	1 救援物資の受け付け 区で食料、物資等の調達が困難な場合、以下のとおり、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資を受け入れる。 (1) 支援物資（国・都・他自治体、日赤・協同募金等の団体から提供） <u>（追加）※ p.171 から移動</u> _____ 第5節 輸送 1 輸送手段の確保 区は、所有する車両では不足する場合は、以下の機関、団体等に輸送を要請する。 (1) （一社）東京都トラック協会江戸川支部 (2) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部 (3) <u>都財務局</u> (4) 協力協定団体

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第11章	166	■対策の流れ 	■対策の流れ 
	167	第1節 建物等の危険度判定 3 被災宅地の応急危険度判定 宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し区民の安全の確保を図る。 対象は、<u>宅地造成及び特定盛土</u>等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び区長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。	第1節 建物等の危険度判定 3 被災宅地の応急危険度判定 宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し区民の安全の確保を図る。 対象は、<u>宅地造成</u>等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び区長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。
	168	第3節 被災住宅の応急修理 1 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (1) 対象者の調査・選定 応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者	第3節 被災住宅の応急修理 1 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (1) 対象者の調査・選定 応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。区は、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、募集・選定を行う。 <u>（削除）</u> (2) 応急修理の実施 災害救助法適用後は、都から委任された区が居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、災害救助法適用前においては区が必要に応じて行う。 区は、都が災害時に作成する応急修理を行う業者（一般社団法人東京__建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、一般社団法人<u>全国</u>災害復旧職人派遣協会、__公益社団法人東京中小建築業協会<u>及び一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>のあっせんする業者）のリストにより業者を指定し、その他の事務に協力する。	及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。区は、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、募集・選定を行う。 <u>修理対象戸数は、都知事が決定する。</u> (2) 応急修理の実施 災害救助法適用後は、都から委任された区が居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、災害救助法適用前においては区が必要に応じて行う。 区は、都が災害時に作成する応急修理を行う業者（一般社団法人東京<u>都</u>建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、一般社団法人__災害復旧職人派遣協会<u>及び</u>公益社団法人東京中小建築業協会<u>（追加）</u>のあっせんする業者）のリストにより業者を指定し、その他の事務に協力する。
	169	第4節 応急仮設住宅の供給 2 建設型応急住宅の建設予定地の確保 都は建設予定地の中から建設用地を選定する。選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、<u>都との調整を踏まえ</u>、区市町村相互間での融通を行う。 なお、区は、あらかじめ道路・用地の状況、ライフラインの状況等を考慮のうえ、建設予定地を定め、年1回、都住宅政策本部に報告している。	第4節 応急仮設住宅の供給 2 建設型応急住宅の建設予定地の確保 都は建設予定地の中から建設用地を選定する。選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、__区市町村相互間での融通を行う。 なお、区は、あらかじめ道路・用地の状況、ライフラインの状況等を考慮のうえ、建設予定地を定め、年1回、都住宅政策本部に報告している。
	170	3 建設型応急住宅の建設 (1) 構造 …（略）… ② 1戸あたりの規模は、<u>国の定めに基づき</u>__、地域の実情、世帯構成等に応じて<u>都が</u>設定する。1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。 …（略）… (2) 建設工事	3 建設型応急住宅の建設 (1) 構造 …（略）… ② 1戸あたりの規模は、<u>応急救助の趣旨を踏まえ</u>、地域の実情、世帯構成等に応じて__設定する。1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。 …（略）… (2) 建設工事

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		・がれきの応急集積場所、<u>一次仮置場</u>としての民有地提供に関すること 自主防災組織等 ・仮設トイレの清掃、活用ルールに関すること 事業所等 ・事業所トイレの活用に関すること	・がれきの応急集積場所、<u>地区集積所</u>としての民有地提供に関すること 自主防災組織等 ・仮設トイレの清掃、活用ルールに関すること 事業所等 ・事業所トイレの活用に関すること
		■対策の前提と課題 ○ 震災がれきの排出量は <u>159.9万トン</u> が発生すると予測されており、区内はほとんどが市街地のため、がれき置き場の不足、複数年にわたる処理期間が見込まれる。被災地復興のためには、早急ながれきの処理が必要である。 ■対策の現状 ○ 区では、マンホールを活用するトイレや簡易トイレを備蓄している。 ○ <u>災害時協力協定団体と協定を締結し、災害廃棄物処理体制を構築している。</u>	■対策の前提と課題 ○ 震災がれきの排出量は <u>194.5万トンと、通常の17年分に相当する量</u>が発生すると予測されており、区内はほとんどが市街地のため、がれき置き場の不足、複数年にわたる処理期間が見込まれる。被災地復興のためには、早急ながれきの処理が必要である。 ■対策の現状 ○ 区では、マンホールを活用するトイレや簡易トイレを備蓄している。 ○ <u>（追加）</u>
	173	第1節 トイレ・し尿処理 3 携帯トイレの確保 自宅等のトイレを使用し、し尿をごみとして排出できる携帯トイレを確保し配布する。<u>使用済みの携帯トイレの排出方法の周知及び清掃工場への収集運搬を行う。</u>	第1節 トイレ・し尿処理 3 携帯トイレの確保 自宅等のトイレを使用し、し尿をごみとして排出できる携帯トイレを確保し配布する。<u>（追加）</u>
	174	第2節 ごみ処理 区は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出して、仮置場の決定など、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。	第2節 ごみ処理 区は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出して、仮置場の決定など、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																													
部・章	頁	内容	内容																													
第 13 章	175	ごみ収集機材、人員不足の場合は、<u>関係機関</u>に応援を要請する。 第 3 節 がれき処理 2 災害廃棄物処理実行計画の作成 …（略）… 一次仮置場は<u>原則として区有地</u>とするが、都有地、国有地、民有地については、都、国、地権者に要請し、順次設置する。 4 がれき処理 建物解体・撤去したがれきは、一次仮置場に全て分別の上集積する。その後、二次仮置場（特別区内で数か所を想定）、再利用施設、清掃工場、粗大ごみ処理施設、不燃ごみ処理センター、民間処理施設及び最終処分場に運搬する。 区で処理できないがれきは、都に広域処理を要請する。 <u>なお、倒壊建物等のがれきには、アスベスト含有建材の混在が懸念されるため、一次仮置場の周辺等において、大気的安全確認の一環として、モニタリングを行う。</u>	ごみ収集機材、人員不足の場合は、<u>都</u>に応援を要請する。 第 3 節 がれき処理 2 災害廃棄物処理実行計画の作成 …（略）… 一次仮置場は<u>区所有地</u>とするが、都有地、国有地、民有地については、都、国、地権者に要請し、順次設置する。 4 がれき処理 建物解体・撤去したがれきは、一次仮置場に全て分別の上集積する。その後、二次仮置場（特別区内で数か所を想定）、再利用施設、清掃工場、粗大ごみ処理施設、不燃ごみ処理センター、民間処理施設及び最終処分場に運搬する。 区で処理できないがれきは、都に広域処理を要請する。 <u>（追加）</u>																													
	177	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 鉄道施設</td><td></td><td>都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）</td></tr><tr><td>第 2 節 バス施設</td><td></td><td>都交通局</td></tr><tr><td>第 3 節 河川施設</td><td></td><td>国土交通省、都建設局</td></tr><tr><td>第 4 節 水道施設</td><td></td><td>都水道局</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）	第 2 節 バス施設		都交通局	第 3 節 河川施設		国土交通省、都建設局	第 4 節 水道施設		都水道局	■対策の体系と実施機関 <table><tr><th>体 系</th><th>区担当部署</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第 1 節 鉄道施設</td><td></td><td>都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）</td></tr><tr><td>第 2 節 バス施設</td><td></td><td>都交通局</td></tr><tr><td>第 3 節 河川施設</td><td></td><td>国土交通省、都建設局</td></tr><tr><td>第 4 節 水道施設</td><td></td><td>都水道局</td></tr></table>	体 系	区担当部署	関係機関	第 1 節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）	第 2 節 バス施設		都交通局	第 3 節 河川施設		国土交通省、都建設局	第 4 節 水道施設	
体 系	区担当部署	関係機関																														
第 1 節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）																														
第 2 節 バス施設		都交通局																														
第 3 節 河川施設		国土交通省、都建設局																														
第 4 節 水道施設		都水道局																														
体 系	区担当部署	関係機関																														
第 1 節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）																														
第 2 節 バス施設		都交通局																														
第 3 節 河川施設		国土交通省、都建設局																														
第 4 節 水道施設		都水道局																														

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
第14章	181	第5節 下水道施設		都下水道局	第5節 下水道施設		都下水道局
		第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスグループ、 <u>NTT東日本</u> （株）東京東支店	第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスグループ、 <u>東日本電信電話</u> （株）東京東支店
		第7節 公共施設	総務部、都市開発部		第7節 公共施設	総務部、都市開発部	
第14章	181	第2節 放射線等使用施設の応急措置			第2節 放射線等使用施設の応急措置		
		1 使用者の措置			1 使用者の措置		
		放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、「 <u>放射性同元素等の規制に関する法律</u> 」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。			放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、「 <u>放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> 」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。		
第15章	183	第3節 核燃料物質等輸送中の事故への措置			第3節 核燃料物質等輸送中の事故への措置		
		…（略）…			…（略）…		
		消防署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の <u>規制</u> 、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。			消防署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の <u>設定</u> 、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。		
第15章	183	■対策の体系と実施機関			■対策の体系と実施機関		
		体 系	区担当部署	関係機関	体 系	区担当部署	関係機関
		第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、都市開発部、生	都主税局、都福祉局、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会	第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、都市開発部、生	都主税局、都福祉局、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
第 4 部 ②風水害編	187		活振興部、福祉部、健康部、SDGs 推進部	福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）、（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぽ生命保険、日本放送協会、 NTT東日本 （株）東京東支店		活振興部、福祉部、健康部、SDGs 推進部	福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）、（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぽ生命保険、日本放送協会、 東日本電信電話 （株）東京東支店
		第 2 節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局	第 2 節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局
	193	第 1 節 区民生活への支援 6 その他の生活支援 （6） NTT東日本 （株）東京東支店 ① NTTの規定に該当する被災者または避難者の基本料金の減免および仮住居への移転工事費の無料化を実施 ② 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長			第 1 節 区民生活への支援 6 その他の生活支援 （6） 東日本電信電話 （株）東京東支店 ① NTTの規定に該当する被災者または避難者の基本料金の減免および仮住居への移転工事費の無料化を実施 ② 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長		
		●江戸川区の水害の歴史 2 水害の歴史（高潮） <u>洪水、高潮などの水害は昭和 20 年代後半から昭和 40 年代前半にかけて多く発生した。昭和 24 年のキティ台風は東京都に甚大な高潮被害をもたらした。東京湾の満潮と重なったため、極めて高い潮位（A.P.+3.15）を記録、荒川・多摩川が逆流・氾濫し、江戸川区など海面下地域が広範囲に浸水、約 14 万戸が被害を受ける歴史的災害となった。この大災害を機に、東京都では海岸・河川堤防の強化、水門の建設などの高潮対策が急速に進められた。令和元年台風第 19 号では東京都</u>			●江戸川区の水害の歴史 2 水害の歴史（高潮） <u>昭和 24 年のキティ台風では高潮による被害を受け、この高潮対策としてキティ台風級の高潮（A.P.+3.15m）に対処する第一次高潮対策事業、大正 6 年の高潮（A.P.+4.21m）に対処する第二次高潮対策事業が計画された。その後、急速な都市化が進む中、地盤沈下が進行し、堤防の嵩上げを繰り返しせざるを得なくなり、現在の伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対処する東京高潮対策事業の完成には昭和 45 年までの長い歳月を要した。</u>		

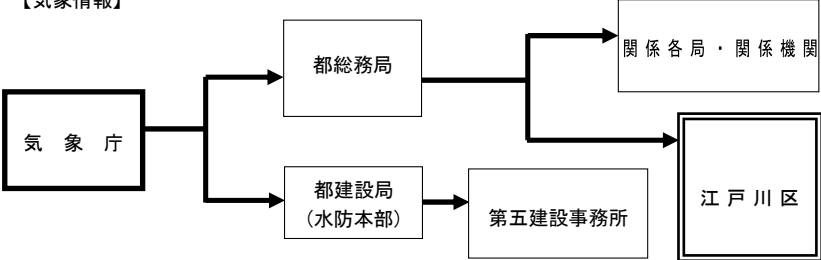
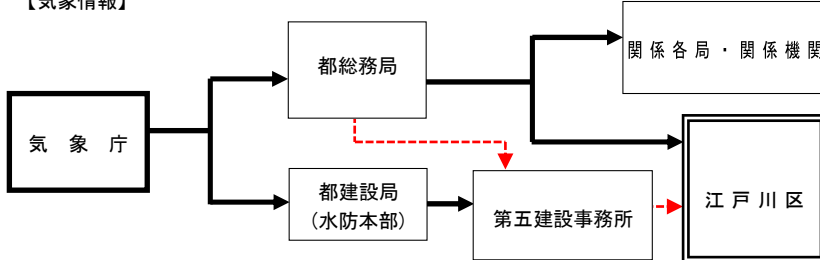
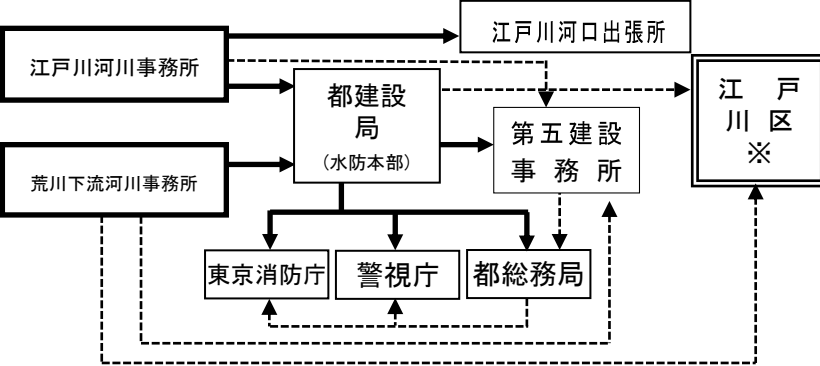
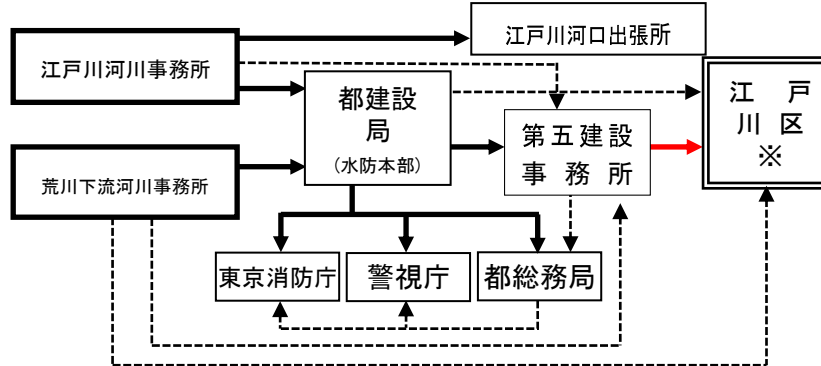
江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第2章	195	<u>はキティ台風を上回る潮位偏差を記録したが、海岸・河川堤防、水門の整備や適切な管理・操作で東京都中心部の浸水被害を防止した。</u> ●現在の治水安全度を鑑みての地域防災計画 …（略）… しかし、ゼロメートル地帯は極めて特殊な地域であり、一旦浸水すればポンプによる排水に頼らざるを得ず、また、大規模水害時には浸水深が深く、浸水期間も長いという、水害に極めてぜい弱な地域である。抜本的な対策としての<u>高規格堤防</u>整備や公園等を活用した高台避難地の確保が必要であるが、その整備には長期間を要することは否めない。	●現在の治水安全度を鑑みての地域防災計画 …（略）… しかし、ゼロメートル地帯は極めて特殊な地域であり、一旦浸水すればポンプによる排水に頼らざるを得ず、また、大規模水害時には浸水深が深く、浸水期間も長いという、水害に極めてぜい弱な地域である。抜本的な対策としての<u>スーパー堤防</u>整備や公園等を活用した高台避難地の確保が必要であるが、その整備には長期間を要することは否めない。
	199	5 江戸川区水害ハザードマップ …（略）… また、令和6年12月に東京都による高潮浸水想定区域図の見直しに併せて、区民にとって見やすく・分かりやすい改定を行<u>い、令和7年7月に第2版のハザードマップを公表した。</u>	5 江戸川区水害ハザードマップ …（略）… また、令和6年12月に東京都による高潮浸水想定区域図の見直しに併せて、区民にとって見やすく・分かりやすい改定を行<u>っている。</u>

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第1章	201	第1節 情報の収集・伝達 1 伝達系統 【気象情報】 	第1節 情報の収集・伝達 1 伝達系統 凡例 → 基本系統（情報伝達の第1系統） - - - 補助系統（確実な伝達を図るための第2系統） 【気象情報】 
	203	【水防警報】 ≪ 荒川・江戸川・中川 ≫  2 洪水予報 洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表	【水防警報】 ≪ 荒川・江戸川・中川 ≫  2 洪水予報 洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧																								
部・章	頁	内容	内容																								
		され、河川管理者から区に直接伝達される。 区に関する洪水予報には、国土交通大臣指定の河川では、荒川洪水予報、江戸川洪水予報、利根川上流部洪水予報、中川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。 また、その他の河川については、<u>気象庁が発表する大雨に関する情報の中で扱う。</u> <u>（1）警戒レベル</u> <u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住居者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：区が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。</u> <table> <tr> <th><u>警戒レベル</u></th><th><u>状況</u></th><th><u>住民がとるべき行動</u></th><th><u>行動を促す情報</u></th></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>災害発生または切迫</u></td><td><u>命の危険 直ちに安全確保</u></td><td><u>緊急安全確保（区）</u></td></tr> <tr> <td colspan="4"><u>～<警戒レベル4までに必ず避難！>～</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>災害のおそれ高い</u></td><td><u>危険な場所から全員避難</u></td><td><u>避難指示（区）</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>災害のおそれあり</u></td><td><u>危険な場所から高齢者等は避難</u></td><td><u>高齢者等避難（区）</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>気象状況悪化</u></td><td><u>自らの避難行動を確認</u></td><td><u>レベル2 大雨・氾濫・高潮</u></td></tr> </table>	<u>警戒レベル</u>	<u>状況</u>	<u>住民がとるべき行動</u>	<u>行動を促す情報</u>	<u>5</u>	<u>災害発生または切迫</u>	<u>命の危険 直ちに安全確保</u>	<u>緊急安全確保（区）</u>	<u>～<警戒レベル4までに必ず避難！>～</u>				<u>4</u>	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>危険な場所から全員避難</u>	<u>避難指示（区）</u>	<u>3</u>	<u>災害のおそれあり</u>	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u>	<u>高齢者等避難（区）</u>	<u>2</u>	<u>気象状況悪化</u>	<u>自らの避難行動を確認</u>	<u>レベル2 大雨・氾濫・高潮</u>	され、河川管理者から区に直接伝達される。 区に関する洪水予報には、国土交通大臣指定の河川では、荒川洪水予報、江戸川洪水予報、利根川上流部洪水予報、中川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。 また、その他の河川については、<u>上記に準ずるものとする。</u> _____ <u>（1）追加</u> <u>（追加）</u> _____ _____ _____ _____
<u>警戒レベル</u>	<u>状況</u>	<u>住民がとるべき行動</u>	<u>行動を促す情報</u>																								
<u>5</u>	<u>災害発生または切迫</u>	<u>命の危険 直ちに安全確保</u>	<u>緊急安全確保（区）</u>																								
<u>～<警戒レベル4までに必ず避難！>～</u>																											
<u>4</u>	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>危険な場所から全員避難</u>	<u>避難指示（区）</u>																								
<u>3</u>	<u>災害のおそれあり</u>	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u>	<u>高齢者等避難（区）</u>																								
<u>2</u>	<u>気象状況悪化</u>	<u>自らの避難行動を確認</u>	<u>レベル2 大雨・氾濫・高潮</u>																								

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧	
部・章	頁	内容			内容	
				<u>の上昇が見込まれるとき</u>		
		<u>警戒レベル2</u>	<u>レベル2 氾濫注意報</u>	・基準地点のいずれかの水位が、<u>氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</u> ・避難判断水位に到達したが、<u>水位の上昇が見込まれないとき</u>	<u>氾濫注意情報解除</u>	<u>基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</u>
			<u>氾濫注意報解除</u>	<u>氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</u>		
		<u>(6) 大雨に関する情報の種類</u> 気象庁は、その他の河川（中川【都管理区間、新中川、旧江戸川】）の氾濫について大雨に関する情報を発表する。その内容は、 <u>レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報がある。</u>			<u>(追加)</u> 	
		<u>(7) 大雨に関する情報の発表基準</u>			<u>(7) (追加)</u> 	
			<u>種類</u>	<u>発表基準</u>		
		<u>警戒レベル5 相当</u>	<u>レベル5 大雨特別警報</u>	<u>流域雨量指数基準が基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</u>		
		<u>警戒レベル4 相当</u>	<u>レベル4 大雨危険警報</u>	<u>対象河川の格子において流域雨量指数基準が基準値に到達することが予想される場合</u>		
		<u>警戒レベル3 相当</u>	<u>レベル3 大雨警報</u>	<u>流域雨量指数基準が基準値に到達することが予想される場合</u>		
		<u>警戒レベル2</u>	<u>レベル2 大雨注意報</u>	<u>流域雨量指数基準が基準値に到達することが予想される場合</u>		

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新						旧					
部・章	頁	内容						内容					
	205	(４) 都が観測する潮位と基準地点						(４) 都が観測する潮位と基準地点					
		水位周知実施区間		基準地点	所在地	高潮特別警戒水位(m)	零点高(m)	水位周知実施区間		基準地点	所在地	高潮特別警戒水位(m)	零点高(m)
		荒川 江戸川 中川 新中川 旧江戸川 東京湾沿岸（東京都区間）		辰巳水門	東京都江東区 <u>辰巳</u> 1丁目	4. 20	A. P. 0. 000	荒川 江戸川 中川 新中川 旧江戸川 東京湾沿岸（東京都区間）		辰巳水門	東京都江東区 <u>東雲</u> 1丁目	4. 20	A. P. 0. 000
	207	6 特別警報						6 特別警報					
		<u>上記以外にも</u> 気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合、特別警報を発表する。 区は、特別警報が発表された場合、防災関係機関と連携し直ちに区民に周知する。						<u>(追加)</u> 気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合、特別警報を発表する。 区は、特別警報が発表された場合、防災関係機関と連携し直ちに区民に周知する。					

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

新		旧	
部・章	頁	内容	内容
第 2 章	212	〈特別警報の種類及び発表基準〉 【種類】：<u>(削除)</u> 暴風、<u>(削除)</u> 波浪、暴風雪、大雪 【基準】：<u>重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合</u> <u>(削除)</u>	〈特別警報の種類及び発表基準〉 【種類】：大雨、暴風、<u>高潮</u>、波浪、暴風雪、大雪 【基準】：<u>数十年に一度の強度の台風、温帯低気圧、集中豪雨、降雪の場合</u> <u>【区内における雨を要因とする気象庁判断指標】</u> <u>50 年に一度の降雨とされる「48 時間降水量 381mm 以上」もしくは「3 時間降水量 150mm 以上」が予想され、かつ、「土壌雨量指数※253 以上」および「一定規模以上の地域で更に雨が降り続く」が予想される場合</u> <u>(※土壌雨量指数とは、降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値)</u>
		想定される対策の流れ（外水氾濫〔想定最大規模〕） 想定される対策の流れ（外水氾濫〔想定最大規模〕）	想定される対策の流れ（外水氾濫〔想定最大規模〕） 想定される対策の流れ（外水氾濫〔想定最大規模〕）

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第3章	223	第9節 警察・消防の対応 区は、警察・消防の <u>支援</u> を得て、連携しながら区民の円滑な公的広域避難先への誘導を行う。	第9節 警察・消防の対応 区は、警察・消防の <u>協力</u> を得て、連携しながら区民の円滑な公的広域避難先への誘導を行う。
第4章	224	第2節 広域避難先への輸送 2 救助した避難者の輸送 区は、警察・消防・自衛隊等の協力を得て、救助拠点へ救助した避難者を広域避難先へ輸送する。区は都や警察、交通機関 <u>の協力を得て</u> 、利用可能な道路網、交通手段を確認・整理し、高速道路などの高架区間などを輸送経路とし、浸水区域外へ避難者を輸送する。輸送は負傷者や要配慮者等を優先して行う。	第2節 広域避難先への輸送 2 救助した避難者の輸送 区は、警察・消防・自衛隊等の協力を得て、救助拠点へ救助した避難者を広域避難先へ輸送する。区は都や警察、交通機関 <u>とともに</u> 、利用可能な道路網、交通手段を確認・整理し、高速道路などの高架区間などを輸送経路とし、浸水区域外へ避難者を輸送する。輸送は負傷者や要配慮者等を優先して行う。
	225	外水氾濫（計画規模） 外水氾濫（計画規模）での全体イメージ 予防対策 応急対策 復興対策 【氾濫発生から救助時間前】 情報収集期（警戒レベル1） 情報監視期（警戒レベル2・3） 情報連絡期（警戒レベル3・4） 災害発生時 応急復旧対応期 気象情報収集 要配慮者避難 高台避難 緊急避難 応急活動 生活再建 台風発生 気象情報収集 水防活動 区外の高台へ避難 要配慮者避難 待避施設 堤防決壊 孤立のリスク 逃げ遅れたら… 緊急避難（浸水しない高いところ） 復旧工事 仮設住宅 被災証明書発行 区民 気象情報収集 自主避難・要配慮者避難 高台避難 緊急避難 応急復旧等住宅入居 気象庁 気象情報の発表 注意報発表 警報・危険警報の発表 注意報・警報・危険警報の解除 区 気象情報収集・発信 待避施設の開設 避難指示 救出・救護活動 被災証明書の発行 河川管理者 気象情報収集・水位の監視 水防活動の協力 水防警報 施設の状況把握・応急復旧 復旧工事 警察・消防 気象情報収集 水防活動 交通規制（警察）・避難誘導 救出・救護活動 行方不明者の捜索（警察） 治安維持（警察）	外水氾濫（計画規模） 外水氾濫（計画規模）での全体イメージ 予防対策 応急対策 復興対策 【氾濫発生から救助時間前】 情報収集期（警戒レベル1） 情報監視期（警戒レベル2・3） 情報連絡期（警戒レベル3・4） 災害発生時 応急復旧対応期 気象情報収集 要配慮者避難 高台避難 緊急避難 応急活動 生活再建 台風発生 気象情報収集 水防活動 区外の高台へ避難 要配慮者避難 待避施設 堤防決壊 孤立のリスク 逃げ遅れたら… 緊急避難（浸水しない高いところ） 復旧工事 仮設住宅 被災証明書発行 区民 気象情報収集 自主避難・要配慮者避難 高台避難 緊急避難 仮設住宅入居 気象庁 気象情報の発表 注意報発表 警報発表 注意報・警報の解除 区 気象情報収集・発信 待避施設の開設 避難指示 救出・救護活動 被災証明書の発行 河川管理者 気象情報収集・水位の監視 水防活動の協力 水防警報 施設の状況把握・応急復旧 復旧工事 警察・消防 気象情報収集 水防活動 交通規制（警察）・避難誘導 救出・救護活動 行方不明者の捜索（警察） 治安維持（警察）

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新		旧																																			
部・章	頁	内容		内容																																			
第 1 章	226	想定される対策の流れ（外水氾濫〔計画規模〕） <table><tr><td>情報収集期（警戒レベル1） （台風発生、大雨の可能性）</td><td>情報監視期（警戒レベル2） （台風接近、河川水位上昇）</td><td>情報連絡期（警戒レベル3、4相当） （台風上陸、記録的大雨）</td><td>警戒発生、緊急対策</td><td>応急復旧対応期 （応急活動、復旧活動）</td></tr><tr><td>区民</td><td>気象情報の収集 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難に基づく要配慮者避難 要配慮者の避難支援 自主避難 地域防災拠点、待避施設への避難</td><td>気象情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設</td><td>災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設</td><td>災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設</td></tr><tr><td>気象庁</td><td>気象情報の収集・発信 注意報発表（大雨・高潮） 警報発表・危険警報（大雨・高潮） 記録的短時間大雨情報の発表 注意報、警報・危険警報の解除</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>区</td><td>気象情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設</td><td>災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設</td><td>災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設</td><td>災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設</td></tr><tr><td>河川管理者（国・都）</td><td>気象情報の収集 水位の監視 水防活動の協力・支援 水防警報発表（指定河川） 施設の状態把握 応急復旧 水防警報の解除</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>関係機関</td><td>交通規制、避難誘導 水防活動 人命救助 行方不明者の捜索・調査 遺体の死体調査（検視・検査） 自衛隊の災害派遣 広域応援</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		情報収集期（警戒レベル1） （台風発生、大雨の可能性）	情報監視期（警戒レベル2） （台風接近、河川水位上昇）	情報連絡期（警戒レベル3、4相当） （台風上陸、記録的大雨）	警戒発生、緊急対策	応急復旧対応期 （応急活動、復旧活動）	区民	気象情報の収集 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難に基づく要配慮者避難 要配慮者の避難支援 自主避難 地域防災拠点、待避施設への避難	気象情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	気象庁	気象情報の収集・発信 注意報発表（大雨・高潮） 警報発表・危険警報（大雨・高潮） 記録的短時間大雨情報の発表 注意報、警報・危険警報の解除				区	気象情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	河川管理者（国・都）	気象情報の収集 水位の監視 水防活動の協力・支援 水防警報発表（指定河川） 施設の状態把握 応急復旧 水防警報の解除				関係機関	交通規制、避難誘導 水防活動 人命救助 行方不明者の捜索・調査 遺体の死体調査（検視・検査） 自衛隊の災害派遣 広域応援				227	第2節 避難情報 1 避難情報の発表 …（略）… 〈高潮時の避難指示等の発令基準〉 <table><tr><th>種類</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>警戒レベル5 緊急安全確保</td><td> ・ 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位が発表されたとき ・ 高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 4. 20m】 ・ 堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき ・ 河川管理者等による氾濫に関わる通報を受け </td></tr></table>	種類	発令基準	警戒レベル5 緊急安全確保	・ 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位が発表されたとき ・ 高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 4. 20m】 ・ 堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき ・ 河川管理者等による氾濫に関わる通報を受け
	情報収集期（警戒レベル1） （台風発生、大雨の可能性）	情報監視期（警戒レベル2） （台風接近、河川水位上昇）	情報連絡期（警戒レベル3、4相当） （台風上陸、記録的大雨）	警戒発生、緊急対策	応急復旧対応期 （応急活動、復旧活動）																																		
区民	気象情報の収集 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難に基づく要配慮者避難 要配慮者の避難支援 自主避難 地域防災拠点、待避施設への避難	気象情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設																																			
気象庁	気象情報の収集・発信 注意報発表（大雨・高潮） 警報発表・危険警報（大雨・高潮） 記録的短時間大雨情報の発表 注意報、警報・危険警報の解除																																						
区	気象情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設	災害情報の収集・発信 開閉・児童、生徒の引継 高齢者等避難の命令 避難指示の命令 注意報の受信、伝達 要配慮者の支援 待避施設の開設																																			
河川管理者（国・都）	気象情報の収集 水位の監視 水防活動の協力・支援 水防警報発表（指定河川） 施設の状態把握 応急復旧 水防警報の解除																																						
関係機関	交通規制、避難誘導 水防活動 人命救助 行方不明者の捜索・調査 遺体の死体調査（検視・検査） 自衛隊の災害派遣 広域応援																																						
種類	発令基準																																						
警戒レベル5 緊急安全確保	・ 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位が発表されたとき ・ 高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 4. 20m】 ・ 堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき ・ 河川管理者等による氾濫に関わる通報を受け																																						
		第2節 避難情報 1 避難情報の発表 …（略）… 〈高潮時の避難指示等の発令基準〉 <table><tr><th>種類</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td> ・ 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 4. 20m】 ・ 堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき ・ （追加） </td></tr></table>		種類	発令基準	緊急安全確保	・ 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 4. 20m】 ・ 堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき ・ （追加）																																
種類	発令基準																																						
緊急安全確保	・ 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 4. 20m】 ・ 堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき ・ （追加）																																						

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
	228			<u>た都知事より通知があったとき</u>			
		<u>警戒レベル4</u>	<u>避難指示</u>	・高潮 <u>危険</u> 警報が発表されたとき ・(削除)	<u>避難指示</u>	・高潮 警報が発表されたとき ・伊勢湾台風級の台風が接近し特別警報発表の可能性があるとき	
		<u>警戒レベル3</u>	<u>高齢者等避難</u>	・高潮警報が発表されたとき	<u>高齢者等避難</u>	・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき	
		〈洪水時の避難指示等の発令基準〉			〈洪水時の避難指示等の発令基準〉		
			種類	発令基準	種類	発令基準	
		<u>警戒レベル5</u>	<u>緊急安全確保</u>	・ <u>氾濫発生情報が発表されたとき</u> ・ <u>基準地点で氾濫特別警報が発表されたとき【基準地点：荒川（岩淵水門(上)）江戸川（野田）】</u> ・ <u>堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき</u>	<u>緊急安全確保</u>	・ <u>氾濫発生情報が発表されたとき</u> ・ <u>堤防及び河川管理施設等到大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき</u>	
		<u>警戒レベル4</u>	<u>避難指示</u>	・ <u>基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される）とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.10m】</u> ・ <u>基準地点で氾濫危険警報が発表されたとき【基準地点：荒川（岩淵水門(上)）江戸川（野田）】</u> ・ <u>堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき</u>	<u>避難指示</u>	・ <u>基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される）とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.10m】</u> ・ <u>堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき</u>	
		<u>警戒レベル3</u>	<u>高齢者等避難</u>	・ <u>基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき・基準地点で氾濫警報が発表されたとき</u>	<u>高齢者等避難</u>	・ <u>基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.50m】</u>	

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
			<u>【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.50m】</u> ・基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき <u>【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】</u> ・堤防に漏水、浸食等が発見されたとき <u>【基準地点：荒川（岩淵水門(上)）江戸川（野田）】</u>		・基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき <u>【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】</u> ・堤防に漏水、浸食等が発見されたとき
	229	第3節 避難誘導 3 警察 （1）警備態勢 <u>（削除）</u> _____ _____ ① 災害の発生が予想される場合は、各警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立する。 ② 災害現場において、区長もしくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。 （2）警察の避難誘導 ① 高齢者等避難、避難指示が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に、住民を避難誘導する。 _____ _____ ② 誘導する場合は、必要に応じて要所に誘導員を配置し、事故防止に努		第3節 避難誘導 3 警察 （1）警備態勢 <u>避難情報の発表段階に応じて、警備要員を招集するとともに、避難指示が発令された際には、一般事務の処理に必要最小限の要員を除いた全要員をもって部隊を編成し、交通規制及び避難誘導にあたる。</u> ①（追加） _____ ②（追加） _____ _____ （2）警察の避難誘導 ① 避難情報が発表された際、区長（区長の職権を行う区の職員）が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があって、防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を本部長に通知する。 ② 避難指示が出される前であっても、高齢者等避難が発令されている場	

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		める。 ③（削除） ④（削除） ⑤（削除） ⑥（削除） ⑦（削除）	合には、障害者、高齢者、乳幼児等の要配慮者へ、あらかじめ各自が決めた避難場所へ早期に避難するよう指導する。 ③誘導経路の安全性の確保については、交通規制と併せて警察官を避難路に配置し、避難路の確保に努めるとともに広報活動を活発に行い、避難者の混乱防止にあたるものとする。 ④江戸川・荒川を渡河して避難する場合には、避難経路に該当する橋梁（小松川橋・荒川大橋・船堀橋・市川橋）については、速やかに片側交通規制を実施し、避難路の確保を図るとともに、必要と認める場合には、車両の通行を禁止させる。⑤何らかの事情により、避難経路が使用できない場合には、速やかに迂回路を選定し、安全な避難誘導路の確保に努める。 ⑥誘導経路については、事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合には危険箇所に標示・縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合には照明器具等を活用して誘導の適正を期する。 ⑦避難指示、緊急安全確保に従わない者に対しては極力説得に努め、避難するように指導する。どうしても指導に従わない場合で、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置を講ずる。

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新		旧																																																			
部・章	頁	内容		内容																																																			
第 2 章	232	想定される対策の流れ（内水氾濫〔集中豪雨〕） 想定される対策の流れ（内水氾濫〔集中豪雨〕） ⁴²		想定される対策の流れ（内水氾濫〔集中豪雨〕） 想定される対策の流れ（内水氾濫〔集中豪雨〕） ⁴²																																																			
		<table><tr><td>42</td><td>情報収集期（警戒レベル1） （大雨の可能性）⁴²</td><td>情報監視期（警戒レベル2） （雨が降り始める、大雨になる）⁴²</td><td>情報連絡期（警戒レベル3、4相当） （大雨が強くなる、集中豪雨）⁴²</td><td>災害即応期（警戒レベル5相当） （災害発生、緊急対策）⁴²</td><td>応急復旧応期 （応急活動、復旧活動）⁴²</td></tr><tr><td rowspan="2">区民⁴²</td><td>○気象情報の収集⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○自宅の浸水対策（土のうの設置、家財道具の移動）⁴² ○雨まですの清掃協力⁴²</td><td>○緊急避難（浸水しない高いところ）⁴² ○避難所生活⁴² ○自主避難⁴²</td><td>○緊急避難（浸水しない高いところ）⁴² ○避難所生活⁴² ○自主避難⁴²</td><td>○緊急避難（浸水しない高いところ）⁴² ○避難所生活⁴² ○自主避難⁴²</td><td>○片付け作業⁴² ○自宅での生活（建物被害がない場合）⁴² ○避難所生活⁴² ○避難住宅への入居⁴²</td></tr><tr><td>○気象情報の収集⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○自宅の浸水対策（土のうの設置、家財道具の移動）⁴² ○雨まですの清掃協力⁴²</td><td>○緊急避難（浸水しない高いところ）⁴² ○避難所生活⁴² ○自主避難⁴²</td><td>○緊急避難（浸水しない高いところ）⁴² ○避難所生活⁴² ○自主避難⁴²</td><td>○緊急避難（浸水しない高いところ）⁴² ○避難所生活⁴² ○自主避難⁴²</td><td>○片付け作業⁴² ○自宅での生活（建物被害がない場合）⁴² ○避難所生活⁴² ○避難住宅への入居⁴²</td></tr><tr><td>気象庁⁴²</td><td>○気象情報の発表⁴²</td><td>○気象情報の発表（大雨）⁴²</td><td>○気象情報の発表（大雨）⁴²</td><td>○気象情報の発表（大雨）⁴²</td><td>○気象情報の発表（大雨）⁴²</td></tr><tr><td rowspan="2">区⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td></tr><tr><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td><td>○気象情報の収集・発信⁴² ○雨況・雨量・気象の引継⁴² ○現場の安全点検⁴²</td></tr><tr><td>下水管路（都）⁴²</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">関係機関⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td></tr><tr><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td><td>○交通規制・避難誘導⁴² ○水防活動⁴²</td></tr></table>		42	情報収集期（警戒レベル1） （大雨の可能性） ⁴²	情報監視期（警戒レベル2） （雨が降り始める、大雨になる） ⁴²	情報連絡期（警戒レベル3、4相当） （大雨が強くなる、集中豪雨） ⁴²	災害即応期（警戒レベル5相当） （災害発生、緊急対策） ⁴²	応急復旧応期 （応急活動、復旧活動） ⁴²	区民 ⁴²	○気象情報の収集 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○自宅の浸水対策（土のうの設置、家財道具の移動） ⁴² ○雨まですの清掃協力 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○片付け作業 ⁴² ○自宅での生活（建物被害がない場合） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○避難住宅への入居 ⁴²	○気象情報の収集 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○自宅の浸水対策（土のうの設置、家財道具の移動） ⁴² ○雨まですの清掃協力 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○片付け作業 ⁴² ○自宅での生活（建物被害がない場合） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○避難住宅への入居 ⁴²	気象庁 ⁴²	○気象情報の発表 ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²	区 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	下水管路（都） ⁴²						関係機関 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	
42	情報収集期（警戒レベル1） （大雨の可能性） ⁴²	情報監視期（警戒レベル2） （雨が降り始める、大雨になる） ⁴²	情報連絡期（警戒レベル3、4相当） （大雨が強くなる、集中豪雨） ⁴²	災害即応期（警戒レベル5相当） （災害発生、緊急対策） ⁴²	応急復旧応期 （応急活動、復旧活動） ⁴²																																																		
区民 ⁴²	○気象情報の収集 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○自宅の浸水対策（土のうの設置、家財道具の移動） ⁴² ○雨まですの清掃協力 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○片付け作業 ⁴² ○自宅での生活（建物被害がない場合） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○避難住宅への入居 ⁴²																																																		
	○気象情報の収集 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○自宅の浸水対策（土のうの設置、家財道具の移動） ⁴² ○雨まですの清掃協力 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○緊急避難（浸水しない高いところ） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○自主避難 ⁴²	○片付け作業 ⁴² ○自宅での生活（建物被害がない場合） ⁴² ○避難所生活 ⁴² ○避難住宅への入居 ⁴²																																																		
気象庁 ⁴²	○気象情報の発表 ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²	○気象情報の発表（大雨） ⁴²																																																		
区 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²																																																		
	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²	○気象情報の収集・発信 ⁴² ○雨況・雨量・気象の引継 ⁴² ○現場の安全点検 ⁴²																																																		
下水管路（都） ⁴²																																																							
関係機関 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²																																																		
	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²	○交通規制・避難誘導 ⁴² ○水防活動 ⁴²																																																		
第 1 章	233	第 2 節 避難情報 …（略）… <u>2 気象情報</u> 気象庁は、大雨による内水氾濫の危険度が高まるときには、危険度の高まりに応じて段階的に、レベル 2 大雨注意報、レベル 3 大雨警報、レベル 4 大雨危険警報、レベル 5 大雨特別警報を発表する。		第 2 節 避難情報 …（略）… <u>2 （追加）</u> <u>（追加）</u>																																																			

江戸川区地域防災計画（令和８年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和７年度版の数字です。

		新			旧
部・章	頁	内容			内容
第 2 章		<u>警戒レベル 4 相当</u>	<u>レベル 4 大雨 危険警報</u>	<u>対象格子において表面雨量指数基準が基準値に到達することが予想される場合</u>	
		<u>警戒レベル 3 相当</u>	<u>レベル 3 大雨 警報</u>	<u>表面雨量指数基準が基準値に到達することが予想される場合</u>	
		<u>警戒レベル 2</u>	<u>レベル 2 大雨 注意報</u>	<u>表面雨量指数基準が基準値に到達することが予想される場合</u>	
		<u>3 警戒区域の設定</u> …（略）…			
		<u>4 避難情報の伝達</u> …（略）…			
		<u>5 警察における避難指示</u> <u>（削除）</u> <u>（1）区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。</u> <u>（2）地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者</u>			
		<u>2 警戒区域の設定</u> …（略）…			
		<u>3 避難情報の伝達</u> …（略）…			
		<u>4 警察における避難指示</u> <u>浸水等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が警察官職務執行法第 4 条に基づき、居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区、区民・事業所等のリーダーへ連絡し、必要な避難措置を講じる。</u> <u>（1）（追加）</u> <u>（2）（追加）</u>			

江戸川区地域防災計画（令和８年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和７年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	234	<u>等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。</u> <u>（３）危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。</u> <u>6 避難誘導</u> …（略）… 第１節 救出・救護 １ 警察の活動 <u>（１）災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。</u> <u>（２）災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。</u> <u>（３）風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。</u> <u>・河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒</u> <u>・災害地における災害関係の情報収集</u> <u>・警戒区域の設定</u> <u>・被災者の救出、救護</u> <u>・避難者の誘導</u>	<u>（３）（追加）</u> <u>5 避難誘導</u> …（略）… 第１節 救出・救護 １ 警察の活動 <u>（１）救出・救護班の編成</u> <u>警察は、避難誘導にあたる部隊のほかに、浸水想定区域内の区民に対し、避難を呼びかける部隊を編成するとともに、自署内の自主防災組織による救出・救護体制を確立する。</u> <u>（２）被害実態の確認及び部隊活動</u> <u>災害発生後は、地域防災拠点、待避施設に避難できなかった人の情報を収集する。災害発生後、時間が経過し、区内への浸水が止まってから、救出部隊による救出・救護活動を行う。</u> <u>（３）（追加）</u> <u>・（追加）</u> <u>・（追加）</u> <u>・（追加）</u> <u>・（追加）</u> <u>・（追加）</u>

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第2章	235	・危険物の保安 ・交通秩序の確保 ・犯罪の予防及び取締り ・行方不明者の調査 ・遺体の調査等及び検視 第5節 要配慮者対策 1 要配慮者等の支援 (3) 園児等への支援 …(略)… 一時保護所は、状況に応じて広域避難先候補施設と連絡をとり、避難受入れを要請するとともに、児童の移送手段の準備を始める。<u>児童養護施設等についても区は同様の対応を各施設に要請する。</u>	・(追加) ・(追加) ・(追加) ・(追加) ・(追加) 第5節 要配慮者対策 1 要配慮者等の支援 (3) 園児等への支援 …(略)… 一時保護所は、状況に応じて広域避難先候補施設と連絡をとり、避難受入れを要請するとともに、児童の移送手段の準備を始める。
	239		

江戸川区地域防災計画（令和８年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和７年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
第４部 ③複合災害編	240	想定される対策の流れ（複合災害【地震＋洪水＋高潮】）⁴²	想定される対策の流れ（複合災害【地震＋洪水＋高潮】）⁴²
	242	●複合災害 ２ 想定条件 （３）地震により水門が閉鎖不能 <u>（削除）</u> 新左近川水門、上平井水門	●複合災害 ２ 想定条件 （３）地震により水門が閉鎖不能 <u>新川東水門、</u>新左近川水門、上平井水門
	249	●火山噴火 第１節 情報の収集・伝達 ３ 区民への広報 （３）消防 東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、<u>情報を収集及び分析し</u>、直ち	●火山噴火 第１節 情報の収集・伝達 ３ 区民への広報 （３）消防 東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、<u>（追加）</u>直ち

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧																		
部・章	頁	内容	内容																		
第 4 部 ⑤津波対策編 第 1 章	252	に消防署等に一斉通報し、 <u>区民に次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。</u> <u>① 出火防止対策</u> <u>② 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供</u> <u>③ 除灰時における転倒等の事故防止</u> <u>④ 救急車の適時・適切な利用促進</u>	に消防署等に一斉通報し、 <u>各消防署等は、区民に周知する。</u> <u>(追加)</u> 																		
		第 2 節 情報の収集・広報	第 2 節 情報の収集・広報																		
		2 区民等への広報	2 区民等への広報																		
		<table><tr><th>情報の種類</th><th>避難指示・注意喚起</th><th>伝達手段</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td rowspan="2">ただちに少しでも高い安全な場所へ避難して下さい。</td><td rowspan="2">防災行政無線（区内全て）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース <u>・ FMえどがわ割込放送</u>等</td></tr><tr><td>津波警報</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>河川敷や海岸などの水辺から離れてください。</td><td>防災行政無線（河川敷・葛西臨海公園周辺）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース等</td></tr></table>	情報の種類	避難指示・注意喚起	伝達手段	大津波警報	ただちに少しでも高い安全な場所へ避難して下さい。	防災行政無線（区内全て）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース <u>・ FMえどがわ割込放送</u> 等	津波警報	津波注意報	河川敷や海岸などの水辺から離れてください。	防災行政無線（河川敷・葛西臨海公園周辺）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース等	<table><tr><th>情報の種類</th><th>避難指示・注意喚起</th><th>伝達手段</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td rowspan="2">ただちに少しでも高い安全な場所へ避難して下さい。</td><td rowspan="2">防災行政無線（区内全て）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース _____等</td></tr><tr><td>津波警報</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>河川敷や海岸などの水辺から離れてください。</td><td>防災行政無線（河川敷・葛西臨海公園周辺）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース等</td></tr></table>	情報の種類	避難指示・注意喚起	伝達手段	大津波警報	ただちに少しでも高い安全な場所へ避難して下さい。	防災行政無線（区内全て）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース _____等	津波警報	津波注意報
情報の種類	避難指示・注意喚起	伝達手段																			
大津波警報	ただちに少しでも高い安全な場所へ避難して下さい。	防災行政無線（区内全て）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース <u>・ FMえどがわ割込放送</u> 等																			
津波警報																					
津波注意報	河川敷や海岸などの水辺から離れてください。	防災行政無線（河川敷・葛西臨海公園周辺）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース等																			
情報の種類	避難指示・注意喚起	伝達手段																			
大津波警報	ただちに少しでも高い安全な場所へ避難して下さい。	防災行政無線（区内全て）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース _____等																			
津波警報																					
津波注意報	河川敷や海岸などの水辺から離れてください。	防災行政無線（河川敷・葛西臨海公園周辺）、区公式ホームページ、区公式 X、区公式 LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース等																			

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧															
部・章	頁	内容	内容															
第 5 部 第 2 章	257	第 3 節 都市復興基本計画の策定等 4 時限的市街地づくり (3) 時限的市街地の建設・運営 都が建設した応急仮設住宅の入居者の募集と運営を行う。 <u>(削除)</u>	第 3 節 都市復興基本計画の策定等 4 時限的市街地づくり (3) 時限的市街地の建設・運営 都が建設した応急仮設住宅の入居者の募集と運営を行う。 <u>都が行う公的住宅・民間住宅の空き家の利用あっせんについて、都に協力する。</u>															
	付編 第 2 章	261 第 1 節 東海地震に備え緊急に整備する事業 1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 <table><tr><th>機 関</th><th>内 容</th></tr><tr><td>区</td><td>○防災行政無線の整備 災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和 55 年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和 55 年 10 月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。</td></tr><tr><td>警察署</td><td>○情報伝達用資機材の整備 車両運転者等に警戒宣言等 を伝達するための資機材を整備する。</td></tr><tr><td>NTT東日本 (株) 東京東支店</td><td>○情報連絡体制の整備 (1) 通話制御 警戒宣言等に伴い通話が集中的に発生した場</td></tr></table>	機 関	内 容	区	○防災行政無線の整備 災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和 55 年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和 55 年 10 月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。	警察署	○情報伝達用資機材の整備 車両運転者等に警戒宣言等 を伝達するための資機材を整備する。	NTT東日本 (株) 東京東支店	○情報連絡体制の整備 (1) 通話制御 警戒宣言等に伴い通話が集中的に発生した場	第 1 節 東海地震に備え緊急に整備する事業 1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 <table><tr><th>機 関</th><th>内 容</th></tr><tr><td>区</td><td>○防災行政無線の整備 災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和 55 年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和 55 年 10 月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。</td></tr><tr><td>警察署</td><td>○情報伝達用資器材の整備 車両運転者等に警戒宣言 及び地震予知情報 を伝達するための資器材を整備する。</td></tr><tr><td>東日本電信電 話(株) 東京東支店</td><td>○情報連絡体制の整備 (1) 通話制御 警戒宣言等に伴い通話が集中的に発生した場</td></tr></table>	機 関	内 容	区	○防災行政無線の整備 災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和 55 年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和 55 年 10 月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。	警察署	○情報伝達用資器材の整備 車両運転者等に警戒宣言 及び地震予知情報 を伝達するための資器材を整備する。	東日本電信電 話(株) 東京東支店
機 関	内 容																	
区	○防災行政無線の整備 災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和 55 年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和 55 年 10 月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。																	
警察署	○情報伝達用資機材の整備 車両運転者等に警戒宣言等 を伝達するための資機材を整備する。																	
NTT東日本 (株) 東京東支店	○情報連絡体制の整備 (1) 通話制御 警戒宣言等に伴い通話が集中的に発生した場																	
機 関	内 容																	
区	○防災行政無線の整備 災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和 55 年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和 55 年 10 月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。																	
警察署	○情報伝達用資器材の整備 車両運転者等に警戒宣言 及び地震予知情報 を伝達するための資器材を整備する。																	
東日本電信電 話(株) 東京東支店	○情報連絡体制の整備 (1) 通話制御 警戒宣言等に伴い通話が集中的に発生した場																	

江戸川区地域防災計画（令和８年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和７年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
	262		合、早急に一般の通話を制限し、防災関係機関等の重要電話を確保する必要がある。このため通話規制を実施する。 (2) 公衆電話の整備 特設公衆電話の整備を実施する。		合、早急に一般の通話を制限し、防災関係機関等の重要電話を確保する必要がある。このため通話規制を実施する。 (2) 公衆電話の整備 特設公衆電話の整備を実施する。
		2 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業		2 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業	
		機 関	内 容	機 関	内 容
	264	… (略) …	… (略) …	… (略) …	… (略) …
		NTT東日本 (株) 東京東支店	1 通信網の信頼性向上対策 市外中継線・市内中継線等の伝送路が被災した場合でも、全面的に通信が途絶えることのないよう、伝送路を複数ルートに分散する。 2 長時間停電対策 発災時には、商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため通信用電源に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備を行う。 3 各種災害対策用資器材の整備 発災時における防災関係機関等の重要通信確保と迅速な復旧に備え、各種災害対策用資器材を整備する。	東日本電信電話 (株) 東京東支店	1 通信網の信頼性向上対策 市外中継線・市内中継線等の伝送路が被災した場合でも、全面的に通信が途絶えることのないよう、伝送路を複数ルートに分散する。 2 長時間停電対策 発災時には、商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため通信用電源に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備を行う。 3 各種災害対策用資器材の整備 発災時における防災関係機関等の重要通信確保と迅速な復旧に備え、各種災害対策用資器材を整備する。
	264	第２節 広報及び教育		第２節 広報及び教育	
		4 防災訓練		4 防災訓練	

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧								
部・章	頁	内容	内容								
		警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置いた訓練を実施する。	警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置いた訓練を実施する。								
		<table><tr><th>区分</th><th>機関</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td></td><td>…（略）…</td></tr><tr><td>警備・交通規制訓練</td><td>警察署</td><td>警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関、区民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 <u>1（削除）</u> <u>（1）（削除）</u> <u>（2）（削除）</u> <u>2（削除）</u> <u>（1）（削除）</u> <u>（2）（削除）</u> <u>（3）（削除）</u> <u>（4）（削除）</u> <u>（5）（削除）</u> <u>（6）（削除）</u> <u>3（削除）</u> <u>（削除）</u> <u> </u></td></tr></table>	区分	機関	内 容			…（略）…	警備・交通規制訓練	警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関、区民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 <u>1（削除）</u> <u>（1）（削除）</u> <u>（2）（削除）</u> <u>2（削除）</u> <u>（1）（削除）</u> <u>（2）（削除）</u> <u>（3）（削除）</u> <u>（4）（削除）</u> <u>（5）（削除）</u> <u>（6）（削除）</u> <u>3（削除）</u> <u>（削除）</u> <u> </u>
区分	機関	内 容									
		…（略）…									
警備・交通規制訓練	警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関、区民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 <u>1（削除）</u> <u>（1）（削除）</u> <u>（2）（削除）</u> <u>2（削除）</u> <u>（1）（削除）</u> <u>（2）（削除）</u> <u>（3）（削除）</u> <u>（4）（削除）</u> <u>（5）（削除）</u> <u>（6）（削除）</u> <u>3（削除）</u> <u>（削除）</u> <u> </u>									

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新			旧		
部・章	頁	内容			内容		
第3章	269			(1) 通信疎通状況の監視と把握 (2) 輻輳発生時の諸措置 (3) 広報活動			(1) 通信疎通状況の監視と把握 (2) 輻輳発生時の諸措置 (3) 広報活動
				…（略）…			…（略）…
		第2節 東海地震注意情報の対応			第2節 東海地震注意情報の対応		
		4 活動態勢			4 活動態勢		
		機 関	内 容		機 関	内 容	
		（略）	…（略）…		（略）	…（略）…	
		警察署	<u>警備本部の設置</u> 注意情報の発表を受けた時点で <u>必要に応じ、</u> <u>指揮態勢を確立する。</u> <u>2（削除）</u> <u>（削除）</u>		警察署	<u>1 警備本部の設置</u> 注意情報の発表を受けた時点で <u>速やかに現場警備本部を設置し、</u> 指揮態勢を確立する。 <u>2 職員の参集</u> <u>職員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、または注意情報の発表を知ったときはあらかじめ定められた場所に参集する。</u>	
		消防署	<u>地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めたときは震災態勢を発令する。</u> [震災態勢] （1）地震の発生危険に関する情報収集体制の強化 （2）震災消防計画、資料の確認 （3）震災対策資器材等の準備 （4）（1）～（3）に掲げるものの他署隊長が必要		消防署	<u>注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。</u> [震災態勢] （1）地震の発生危険に関する情報収集体制の強化 （2）震災消防計画、資料の確認 （3）震災対策資器材等の準備 （4）（1）～（3）に掲げるものの他署隊長が必要	

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
			と認める措置		と認める措置
		<u>NTT東日本</u> (株) 東京東支店	注意情報が発表された場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢を取る。 1 通話量等通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動	<u>東日本電信電話</u> (株) 東京東支店	注意情報が発表された場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢を取る。 1 通話量等通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動
			… (略) …		… (略) …
	270	6 混乱防止措置		6 混乱防止措置	
		注意情報発表等により、種々の混乱発生のおそれのあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災関係機関の対応は次のとおりである。		注意情報発表等により、種々の混乱発生のおそれのあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災関係機関の対応は次のとおりである。	
		機 関	内 容	機 関	内 容
		(略)	… (略) …	(略)	… (略) …
		警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して正確な情報の収集に努め、住民、運転者等に対して、冷静に対応するよう呼びかける。 2 混乱の未然防止 駅、主要交差点等、混乱が予想される施設・場所等に必要な人員を配置して、混乱防止措置をとる。 <u>。 (削除)</u>	警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して正確な情報の収集に努め、住民、運転者等に対して、冷静に対応するよう呼びかける。 2 混乱の未然防止 駅、主要交差点等、混乱が予想される施設・場所等に必要な人員を配置して、混乱防止措置をとる <u>とともに、混乱が発生した場合は、交通規制、整理誘</u>

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧									
部・章	頁	内容		内容									
第 4 章	273				<u>導等を行う。</u>								
		<u>NTT東日本</u> (株) 東京東支店	注意情報の報道に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しく掛かりにくくなることが予想される。この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に次により措置する。 1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 2 電話が著しく掛かりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 3 一般通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。 … (略) …	<u>東日本電信電話</u> (株) 東京東支店	注意情報の報道に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しく掛かりにくくなることが予想される。この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に次により措置する。 1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 2 電話が著しく掛かりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 3 一般通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。 … (略) …								
		第 2 節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言時の情報伝達		第 2 節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言時の情報伝達									
		<table><tr><th colspan="2">指定公共機関・指定地方公共機関</th></tr><tr><td>日 本 郵 便 <u>NTT東日本</u> (株) 日 本 赤 十 字 社 東 日 本 旅 客 鉄 道 東 京 電 力 H D (株)</td><td>東 日 本 高 速 道 路 首 都 高 速 道 路 ト ラ ッ ク 協 会 京 成 電 鉄 東 京 地 下 鉄</td></tr></table>		指定公共機関・指定地方公共機関		日 本 郵 便 <u>NTT東日本</u> (株) 日 本 赤 十 字 社 東 日 本 旅 客 鉄 道 東 京 電 力 H D (株)	東 日 本 高 速 道 路 首 都 高 速 道 路 ト ラ ッ ク 協 会 京 成 電 鉄 東 京 地 下 鉄	<table><tr><th colspan="2">指定公共機関・指定地方公共機関</th></tr><tr><td>日 本 郵 便 <u>東日本電信電話</u> (株) 日 本 赤 十 字 社 東 日 本 旅 客 鉄 道 東 京 電 力 H D (株)</td><td>東 日 本 高 速 道 路 首 都 高 速 道 路 ト ラ ッ ク 協 会 京 成 電 鉄 東 京 地 下 鉄</td></tr></table>		指定公共機関・指定地方公共機関		日 本 郵 便 <u>東日本電信電話</u> (株) 日 本 赤 十 字 社 東 日 本 旅 客 鉄 道 東 京 電 力 H D (株)	東 日 本 高 速 道 路 首 都 高 速 道 路 ト ラ ッ ク 協 会 京 成 電 鉄 東 京 地 下 鉄
指定公共機関・指定地方公共機関													
日 本 郵 便 <u>NTT東日本</u> (株) 日 本 赤 十 字 社 東 日 本 旅 客 鉄 道 東 京 電 力 H D (株)	東 日 本 高 速 道 路 首 都 高 速 道 路 ト ラ ッ ク 協 会 京 成 電 鉄 東 京 地 下 鉄												
指定公共機関・指定地方公共機関													
日 本 郵 便 <u>東日本電信電話</u> (株) 日 本 赤 十 字 社 東 日 本 旅 客 鉄 道 東 京 電 力 H D (株)	東 日 本 高 速 道 路 首 都 高 速 道 路 ト ラ ッ ク 協 会 京 成 電 鉄 東 京 地 下 鉄												

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新		旧	
部・章	頁	内容		内容	
		東京電力 R P（株） 東京電力 P G（株） 東京電力 E P（株） 東京ガスグループ	江戸川区医師会 江戸川区歯科医師会 江戸川区薬剤師会	東京電力 R P（株） 東京電力 P G（株） 東京電力 E P（株） 東京ガスグループ	江戸川区医師会 江戸川区歯科医師会 江戸川区薬剤師会
	275	2 警戒宣言時の広報活動 (2) 防災関係機関の広報 ③ <u>NTT東日本</u> （株）東京東支店 判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、テレビ・ラジオ等マスコミを通じ、次について広報する。		2 警戒宣言時の広報活動 (2) 防災関係機関の広報 ③ <u>東日本電信電話</u> （株）東京東支店 判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、テレビ・ラジオ等マスコミを通じ、次について広報する。	
	278	第4節 警備・交通対策 1 警備対策（警察署） (1) <u>警備部隊の編成及び配備</u> <u>速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱の恐れのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に、必要により、部隊を配備する。</u> (2) <u>治安維持活動</u> <u>警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。</u> <u>①（削除）</u> <u>②（削除）</u>		第4節 警備・交通対策 1 警備対策（警察署） (1) <u>警備本部の設置</u> <u>警察署は、東海地震注意情報が発表された段階で、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。</u> (2) <u>各警察署は、災害事務処理に必要最小限の要員を除いて部隊を編成し次の措置をとる。</u> <u>（追加）</u> <u>① 混乱防止対策</u> <u>② 危険物対策</u>	

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		<u>③（削除）</u> <u>④（削除）</u> <u>⑤（削除）</u> <u>（3）（削除）</u> <u>（削除）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 交通対策 （2）運転者の取るべき措置 運転者等の取るべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。 ① <u>車を運転中に警戒宣言が発せられたとき</u> <u>・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。</u> _____ <u>・カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。</u> <u>・車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。</u>	<u>③ 事前の避難誘導対策</u> <u>④ 治安維持活動</u> <u>⑤ 津波に対する警戒活動</u> <u>（3）警備部隊の配備</u> <u>警戒宣言が発せられた場合、混乱のおそれがあるＪＲ小岩駅・平井駅、京成小岩駅・江戸川駅、東西線葛西駅・西葛西駅、都営新宿線東大島駅・船堀駅・一之江駅・瑞江駅・篠崎駅、ＪＲ京葉線葛西臨海公園駅にあらかじめ部隊を配備するとともに、市川橋西詰・蔵前橋通り・千葉街道・京葉道路・環状七号線など主要道路の交通規制箇所に必要に応じた部隊を配備する。</u> 2 交通対策 （2）運転者の取るべき措置 運転者等の取るべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。 ① <u>走行中の車両</u> <u>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では40km/h、一般道路（首都高速道路を含む。）は時速20km/hに減速すること。</u> <u>イ カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。</u> <u>ウ 目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。</u> <u>エ バス・タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。</u> <u>オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策</u>

江戸川区地域防災計画（令和８年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和７年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		・目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。 ・バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。 ・危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。 ・現場警察官等の指示に従うこと。 ② 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき 津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。 ア（削除） イ（削除） ウ（削除） （３）警戒宣言時の交通規制 警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。 ① 都県境	を速やかに取ること。 カ 現場警察官等の指示に従うこと。 ② 駐車中の車両 （追加） ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。 イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場・空地等に移動する。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、路上の左側に寄せてエンジンを切ること。なお、エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。 ウ 車両による避難の禁止 警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。 （３）警戒宣言時の交通規制 （追加） ① 警戒宣言が発せられたときは、次のように規制を行う。
	279		

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		<u>千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。</u> <u>ア（削除）</u> _____ <u>イ（削除）</u> _____ <u>ウ（削除）</u> _____ <u>エ（削除）</u> _____ <u>② 環状七号線の内側の道路</u> <u>都心に向かう車両は極力制限する。</u> <u>③ 高速自動車国道・首都高速道路</u> <u>状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記①の交通規制に準ずる。</u> <u>（4）（削除）</u> _____ _____	<u>（追加）</u> _____ <u>ア 環状七号線の内側の道路（水戸街道以南は中川大橋から中川・新中川及び江戸川を結んだ線とする。）では都心方向に向かう車両は抑制する。</u> <u>イ 環状七号線以遠の道路</u> <u>蔵前橋通り・京葉道路及び東京環状線（国道 16 号）については、必要に応じて通行を制限する。</u> <u>ウ 都県境から流入する車両</u> <u>千葉県境から流入する車両の走行は抑制する。</u> <u>エ 高速自動車国道及び首都高速道路の都県境においては、前記イ及びウに準ずるほか、状況により車両の流入を制限する。</u> <u>② その後の交通状況によっては、前記アの交通規制を変更し、あるいは前記アの地域、路線を指定して必要な規制を行うものとする。</u> <u>③（追加）</u> _____ <u>（4）交通処理要領</u> <u>警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。</u>

江戸川区地域防災計画（令和8年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和7年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
	280		 矢印➡➤➥➦➧➨➩➪➫➬➭➮➯➰➱➲➳➴➵➶➷➸➹➺➻➼➽➾➿➰➱➲➳➴➵➶➷➸➹➺➻➼➽➾➿ 警視庁ホームページより
	288	第6節 学校・病院・福祉施設対策 4 社会福祉施設 (6) その他 私立保育園等については、区に対応と同様の措置を取るよう指導する。 <u>同じく児童養護施設等についても、区に対応と同様の措置を取るよう</u> <u>指導する。</u>	第6節 学校・病院・福祉施設対策 4 社会福祉施設 (6) その他 私立保育園等については、区に対応と同様の措置を取るよう指導する。 <u>(追加)</u>
	291	第9節 電気・ガス・上下水道対策 1 電気 (4) 電力施設の予防措置 ②通信網の確保	第9節 電気・ガス・上下水道対策 1 電気 (4) 電力施設の予防措置 ②通信網の確保

江戸川区地域防災計画（令和 8 年度修正案）新旧対照表【本冊】

※部・章及び頁は令和 7 年度版の数字です。

		新	旧
部・章	頁	内容	内容
		保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。 また、社外的には <u>NTT 東日本</u> （株）東京東支店・J R 東日本・警察・消防・諸官庁等との連携を密にし通信網の確保に努める。	保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。 また、社外的には <u>東日本電信電話</u> （株）東京東支店・J R 東日本・警察・消防・諸官庁等との連携を密にし通信網の確保に努める。